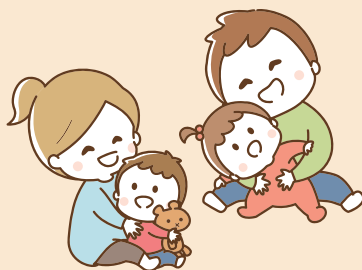


安中市こども計画

【令和7年度～令和11年度】



地域で支えあい、未来に羽ばたくこども・若者が
健やかで幸せに育つまち



令和7年3月

安中市

は　じ　め　に

すべてのこども・若者が個性を大切にし、心豊かな大人へと成長することは、社会全体の願いです。私たちは、地域のこどもたちが健やかに成長できる環境を整えるため、保育園・認定こども園、放課後児童クラブ、スマイルパークなどの整備・充実や子育てサポーターの育成など、さまざまな取組を行ってまいりました。これらの取組は、地域の皆様の協力に支えられながら実施してきました。



一方で、社会のニーズや情勢の変化に伴い、こどもを取り巻く環境も日々変化しています。「こども家庭庁」の設立や「こども基本法」の制定により、国と地方が連携し、こども施策を推進するとともに、「こども大綱」に則って、地域におけるこども施策が強化されることが重要とされています。これらは、今後の施策見直しや改善の重要な指針となります。

今回策定する「こども計画」は、これまでの成果と課題を踏まえ、包括的かつ効果的な支援体制を目指して策定いたしました。この計画では、妊娠・出産から子育てに至るまで切れ目のない支援、こども・若者の声を聴くこと、こどもの貧困解消に向けた対策などを基本方針としています。そして、地域全体でこどもを育てる意識を醸成し、保護者、市民、地域社会、市が協力し合う環境づくりを促進します。

結びに、この「こども計画」が、こども・若者の健やかで幸福な生活を実現し、地域社会全体にとっても有意義なものとなることを心より願っています。計画策定にあたり、ご尽力いただいた安中市子ども・子育て会議委員の皆様や市民の皆様、関係者の皆様に感謝申し上げます。今後とも安中市が「地域で支えあい、未来に羽ばたくこども・若者が健やかで幸せに育つまち」へと発展するため、一層のご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

安中市長　　岩　井　均

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 こども基本法及びこども大綱	2
第3節 計画の法的根拠	2
第4節 計画の対象	3
第5節 計画の期間	3
第6節 計画の位置づけ	4
第7節 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	6
第1節 統計で見る本市の状況	6
1. 人口の状況	6
2. 人口の推計	9
3. 世帯の状況	11
4. 出生の状況	13
5. 婚姻の状況	14
6. 女性就業率の状況	16
第2節 アンケート調査結果からみる子育ての現状	17
1. 調査の概要	17
2. 調査結果の概要	18
第3節 高校生ワークショップ等からみるこどもたちの意見	27
1. 高校生アンケートの調査結果の概要	27
2. 高校生ワークショップの実施結果の概要	30
第4節 こども・子育て支援に向けたこれまでの取組	32
第5節 こども・若者を取り巻く課題	35
第3章 計画の基本的な考え方	38
第1節 基本理念	38
第2節 基本的な視点	39
第3節 基本目標	40
第4節 施策の体系	41

第4章 施策の展開	42
基本目標1 こどもの権利を守るために	42
1. こどもの権利に関する理解の醸成	42
2. 児童虐待防止対策の強化.....	43
3. 障がい児施策の充実.....	45
4. 外国につながるこども・家庭への支援.....	47
基本目標2 親子の健康を守るために.....	48
1. 妊娠期からの切れ目のない支援.....	48
2. 思春期保健対策の充実	54
3. 小児医療の充実.....	56
基本目標3 子育て・子育てを支援するために.....	57
1. 子育て支援サービスの充実.....	57
2. 地域の居場所・活動の場の充実.....	59
3. 家庭や地域の教育力の向上.....	61
4. 仕事と子育ての両立支援.....	63
基本目標4 若者の社会的自立を支援するために.....	64
1. 次代の親の育成.....	64
2. 生きる力の育成に向けた環境の整備.....	65
3. 困難な状況に応じた支援.....	67
4. こども・若者の意見を取り入れた施策の推進	69
基本目標5 生まれ育った環境に左右されないために.....	70
1. こどもの貧困の解消に向けた対策	70
2. ひとり親家庭の自立支援の推進.....	73
基本目標6 安全で安心して子育てできる生活環境を実現するために.....	74
1. 生活環境の整備.....	74
2. 安心して外出できる環境の整備.....	75
3. 交通安全を確保するための活動の推進.....	76
4. 犯罪等の被害から守るための活動の推進	77
5. 災害から守るための活動の推進.....	78

基本目標7 幼児教育・保育を充実させるために	79
1. 教育・保育提供区域の設定	79
2. 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備	80
3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備	82
4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	99

第5章 計画の推進 100

第1節 計画の推進.....	100
第2節 計画の進捗管理.....	100

資料編 101

1 計画策定の経緯.....	101
2 安中市子ども・子育て会議条例.....	103
3 安中市子ども・子育て会議委員名簿.....	105

■「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、本市の最上位計画である「第3次安中市総合計画」の運用に従い、法令等に基づくもの、固有名詞等は「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

■「子ども」と「こども」の表記について

本計画では、法令等に基づくもの、固有名詞等は「子ども」を使用し、それ以外は、こども家庭庁が推奨している「こども」の表記を使用しています。

■第4章 施策の展開における担当課等の表記について

令和7年4月より「子ども課」から「こども課」に変更となるため、変更後の課名を表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国の令和5年の出生数は約 73 万人となり、急速に少子化は進み、本市においても、平成 30 年以降は 200 人台の出生数で推移していることから、全国と同様に少子化が進行している状況です。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの増大など、こどもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

本市では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきました。また、こどもの最善の利益が実現される社会を目指して平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」による子ども・子育て支援に関する新制度に基づき、子育て支援に関連する施策を展開し、各種事業の推進に努めてきました。しかしながら、本市の令和4年の合計特殊出生率は 1.09 まで減少しています。

国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。同時に、「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定されたことにより、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、重要事項のひとつとなっています。

令和6年6月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18 歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくてもこどもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点からこども・子育て支援施策を展開していくことが重要事項となっています。

このような状況の中、本市では、「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、さらなる子育て支援の充実を図るため、「こども基本法」に基づき、第3期安中市子ども・子育て支援事業計画をはじめとする市町村計画を一体とした「安中市こども計画」を策定します。

第2節 こども基本法及びこども大綱

「こども基本法」は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに関する施策を総合的に進めることを目的としています。

「こども大綱」は、こども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一体化させたもので、国が令和5年12月に閣議決定しました。

第3節 計画の法的根拠

こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられています。

また、「市町村こども計画」は、「子ども・子育て支援法」に基づき策定している「子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定できるとされています。

本計画は、「こども大綱」を勘案して次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」及び子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化することで、こども基本法第10条の「市町村こども計画」に該当するものとなっており、さらに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体の計画として策定したものです。

法的根拠	条文
こども基本法	(都道府県こども計画等) 第10条 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て支援法	(市町村子ども・子育て支援事業計画) 第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法	(市町村行動計画) 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	(都道府県計画等) 第10条 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
子ども・若者育成支援推進法	(都道府県子ども・若者計画等) 第9条 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

第4節 計画の対象

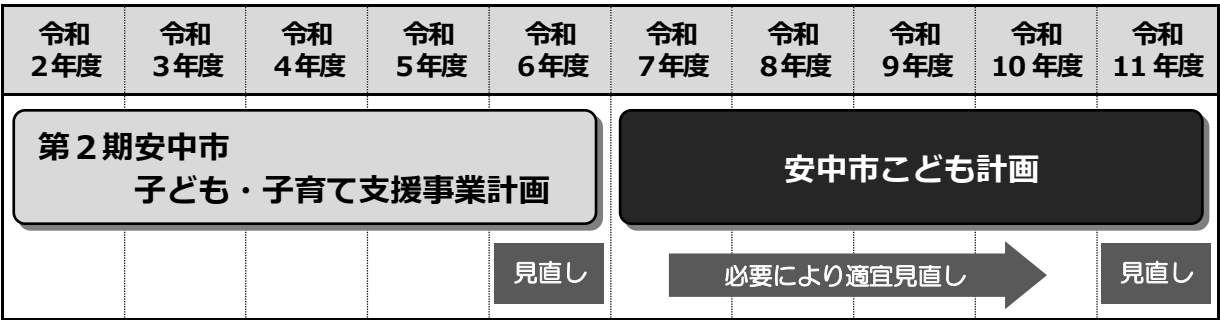
本計画の対象は、「おおむね 30 歳未満（施策によっては 40 歳未満）までのこども・若者とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。



・こども	乳幼児期、学童期及び思春期の者です。
・若者	思春期、青年期の者です。 （※施策によっては、40 歳未満のポスト青年期の者も対象とします。）
・乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者です。
・学童期	小学生の者です。
・思春期	中学生からおおむね 18 歳までの者です。 ※思春期の者は、こどもから若者への移行期として、施策により、こども、若者それぞれに該当する場合があります。
・青年期	おおむね 18 歳から 30 歳未満までの者です。
・ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者です。 ※内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

第5節 計画の期間

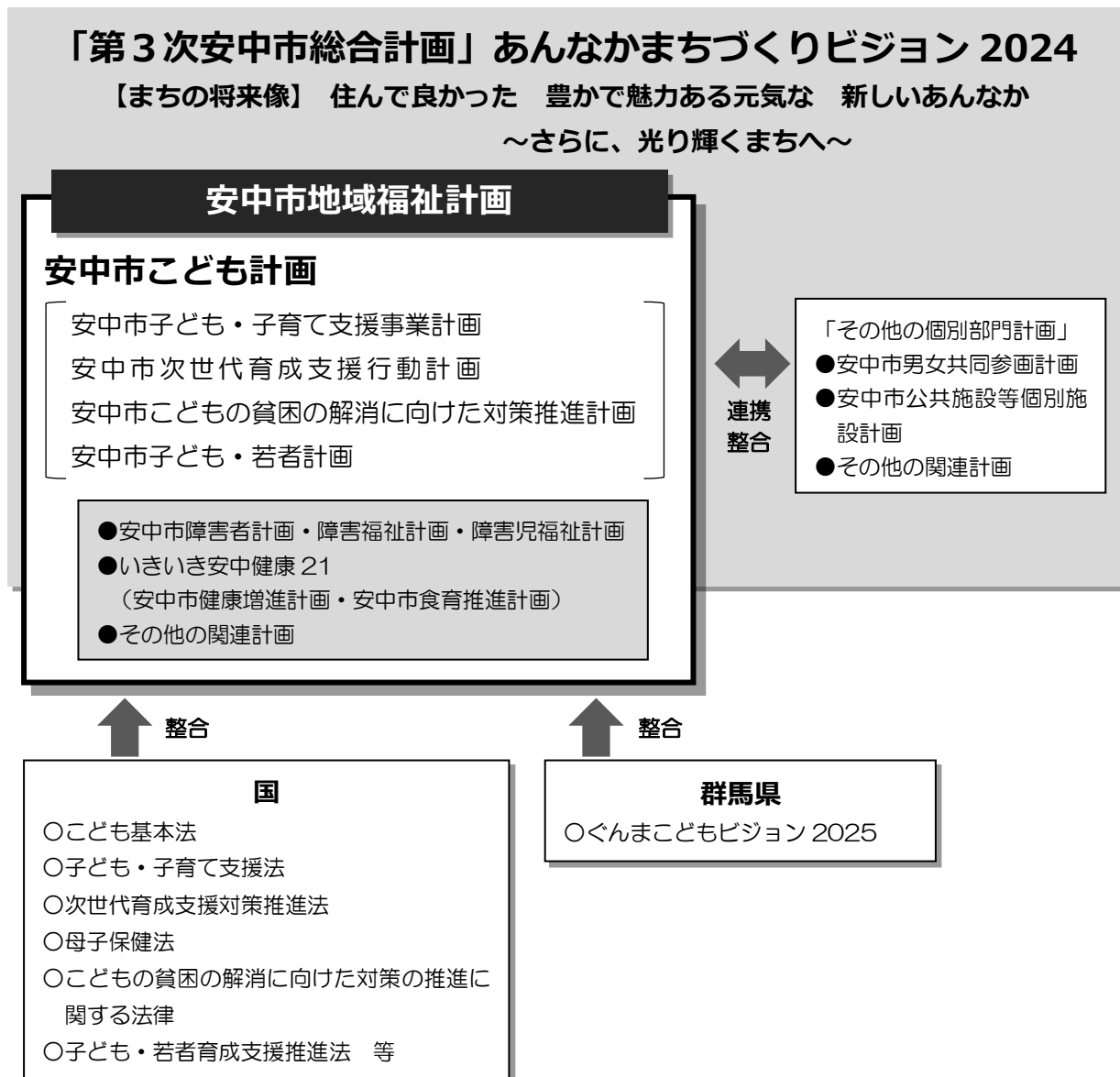
計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会・経済情勢の変化や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、さまざまな状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。



第6節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第3次安中市総合計画」をはじめ、こども・子育て施策に係る本市の各分野の計画と連携・整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。特に、施設整備につきましては、安中市公共施設等個別施設計画に位置づけて推進します。



第7節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、こども・子育て支援施策が地域のこどもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本計画の策定にあたっては、子ども課が事務局を務める「安中市子ども・子育て会議」の中で、委員各位に計画内容の検討・審議を行っていただき、会議で出された意見の計画への反映を図りました。

2. アンケート調査の実施

市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和6年1月15日から令和6年2月12日までの期間で調査を実施しました。

3. パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7年1月15日から令和7年2月4日までの期間でパブリックコメントを実施し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

第1節 統計で見る本市の状況

1. 人口の状況

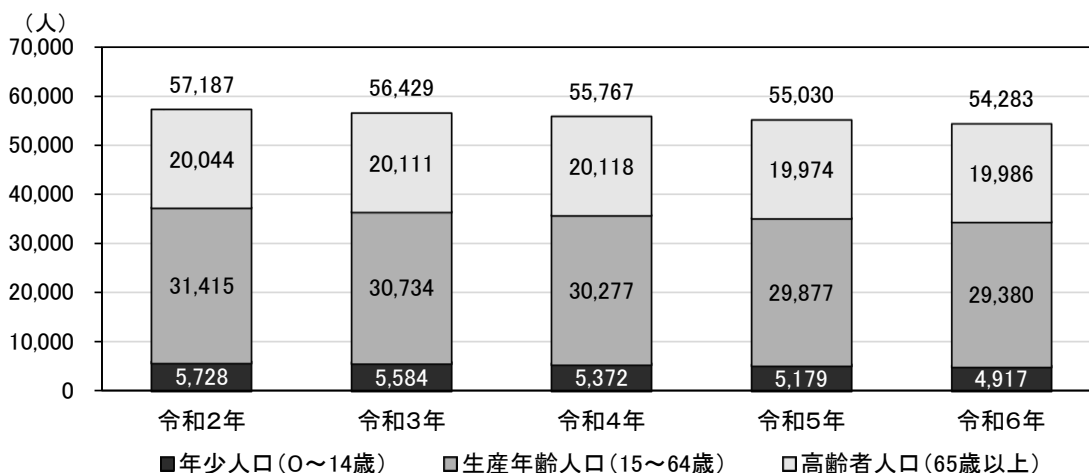
(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で54,283人と、令和2年の57,187人と比べて2,904人の減少となっています。

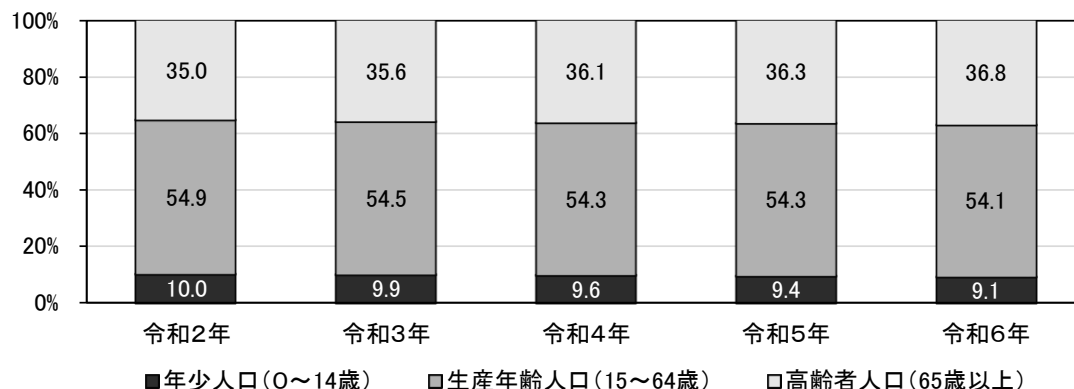
年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口は増減を繰り返しながら推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は4,917人と、令和2年の5,728人と比べて811人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和6年で年少人口が9.1%、生産年齢人口が54.1%、高齢者人口が36.8%となっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口の割合の推移】



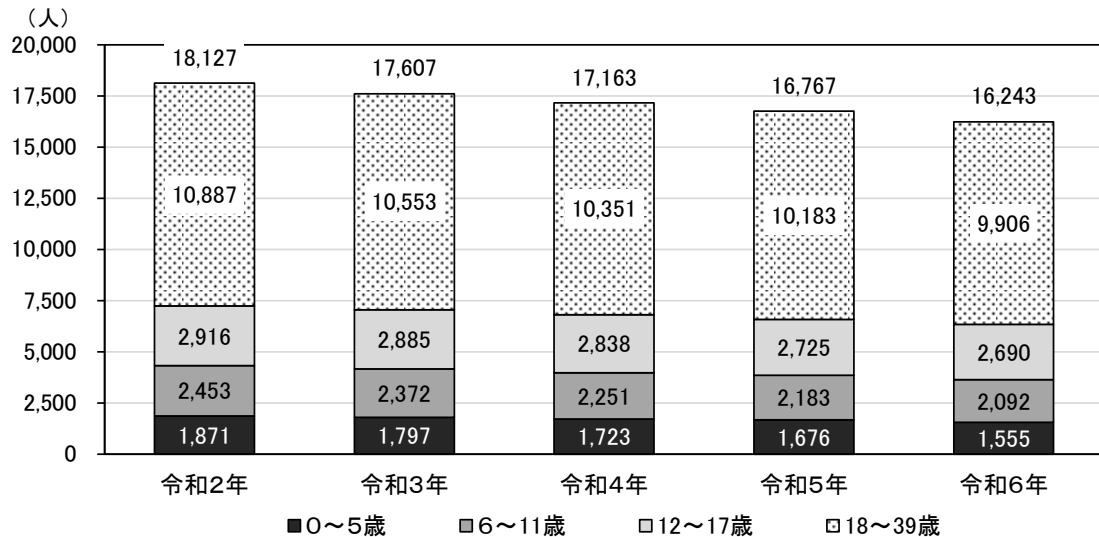
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こども・若者人口の推移

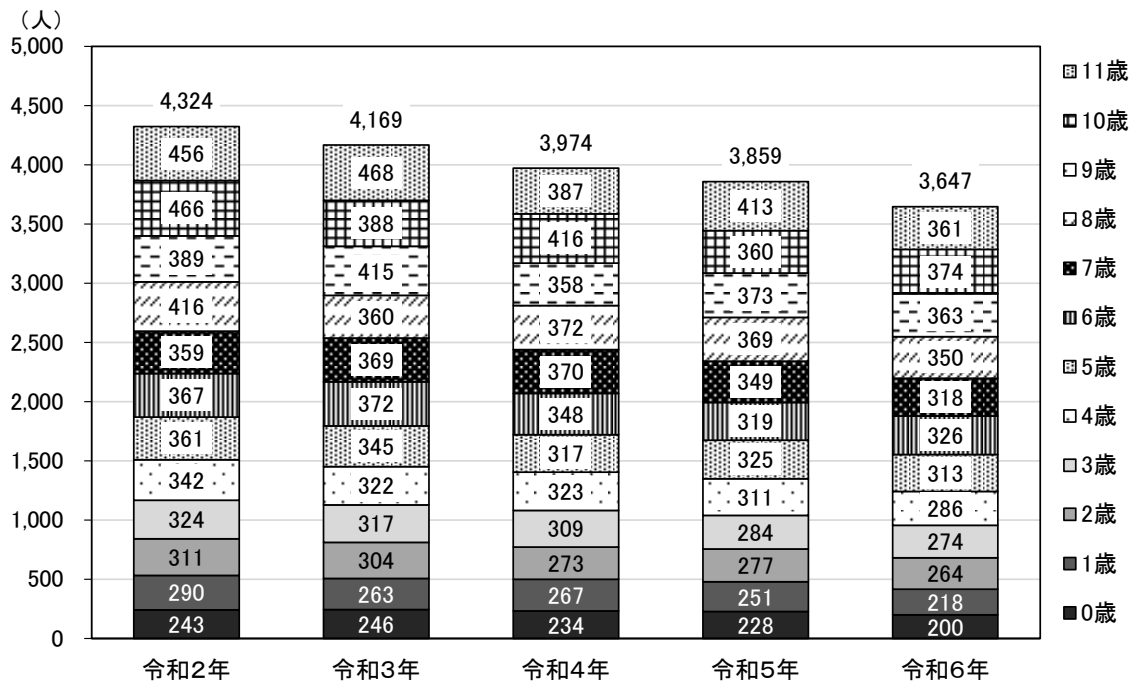
本市のこども・若者人口は、減少傾向で推移し、令和6年は16,243人で、その内、17歳以下の児童人口は6,337人となっています。

11歳以下の児童人口は、令和6年で3,647人と、令和2年の4,324人と比べて677人の減少となっています。

【こども・若者人口の推移】



【11歳以下の児童人口の推移】



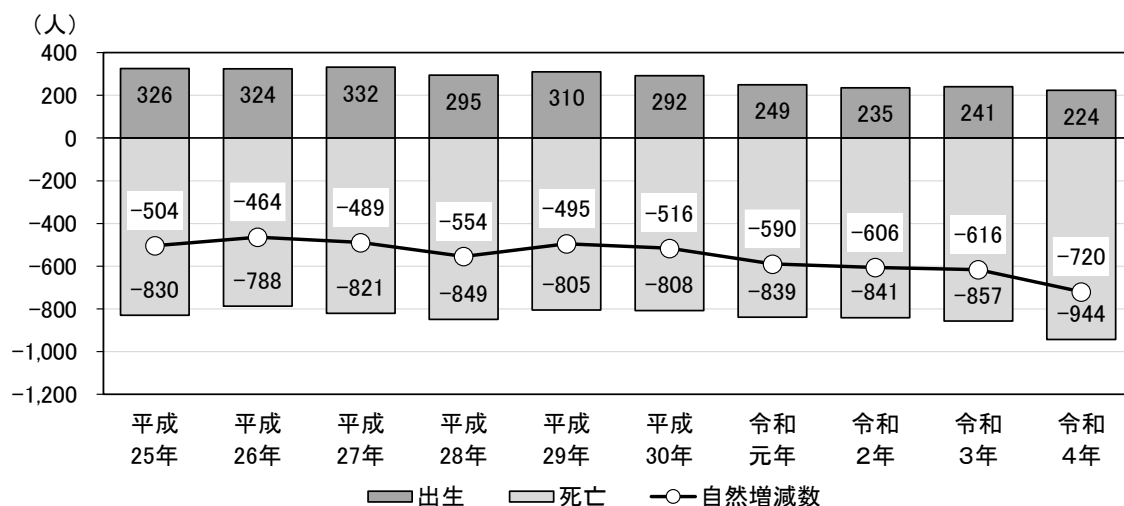
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 自然動態・社会動態の推移

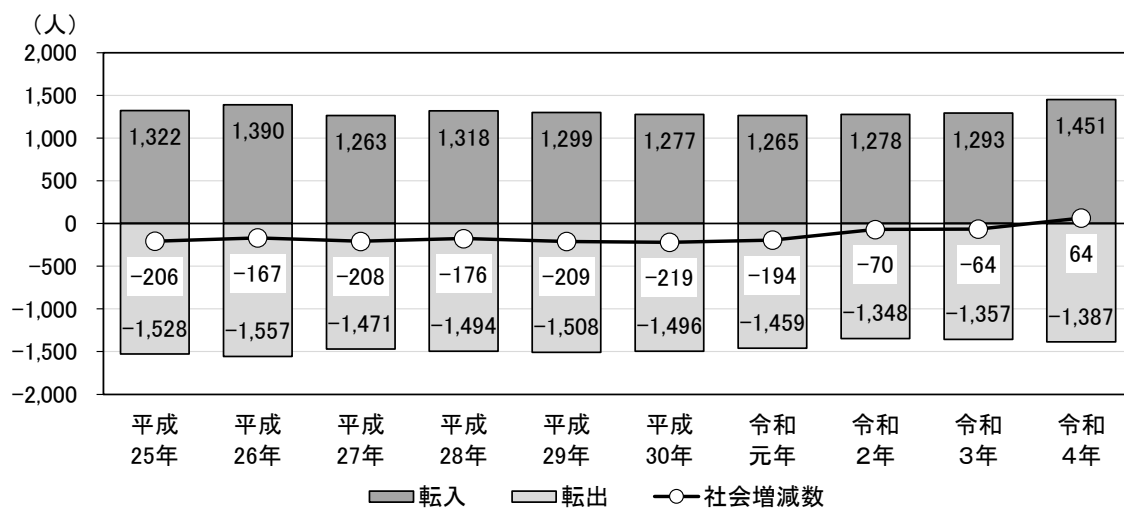
自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和4年は720人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成25年以降マイナスで推移していましたが、令和4年には増加に転じて64人のプラスとなっています。

【自然動態の推移】



【社会動態の推移】



資料：群馬県移動人口調査

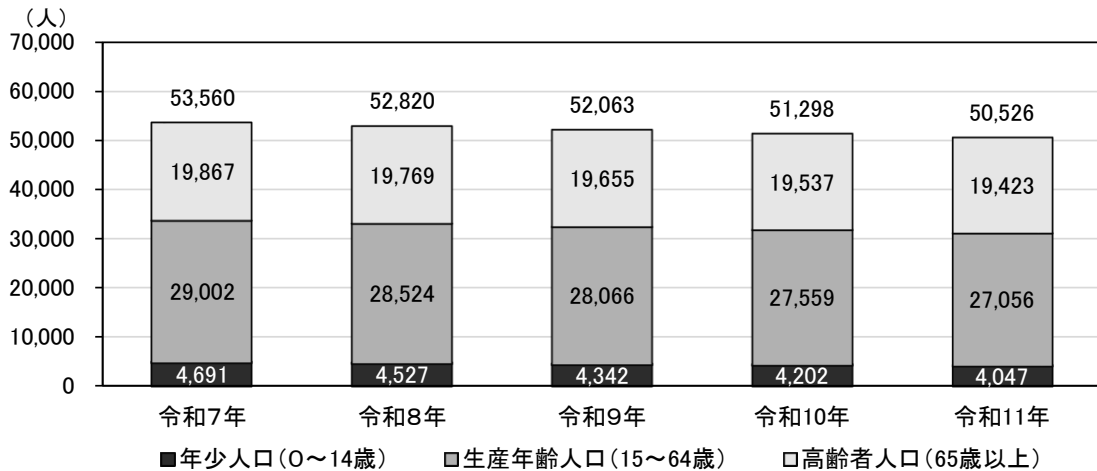
2. 人口の推計

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推計

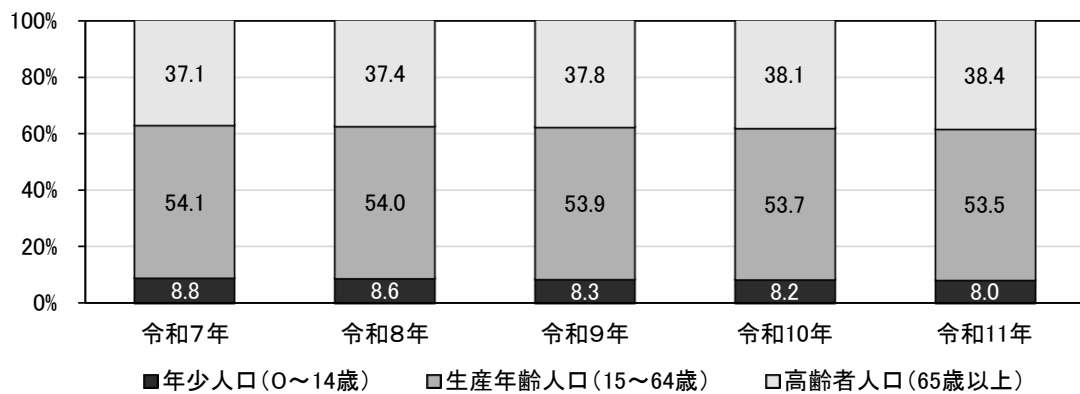
本市の人口推計をみると、令和11年には、総人口が50,526人で、年少人口は4,047人になると予測されます。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和11年には、年少人口が8.0%、生産年齢人口が53.5%、高齢者人口が38.4%になると予測されます。

【総人口と年齢3区分別人口の推計】



【年齢3区分別人口の割合の推計】



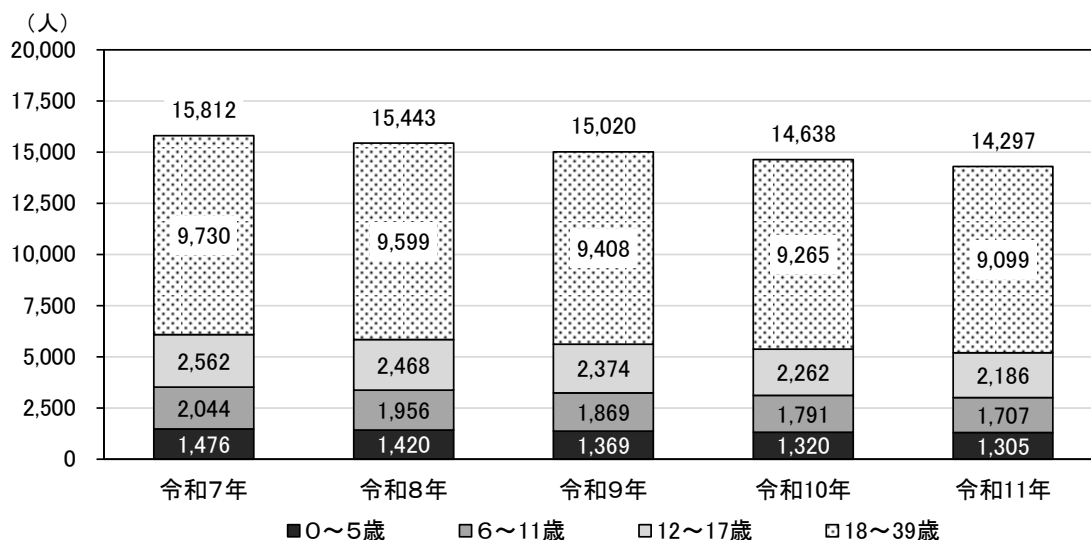
資料：各年4月1日現在（コホート変化率法による推計値）

(2) こども・若者人口の推計

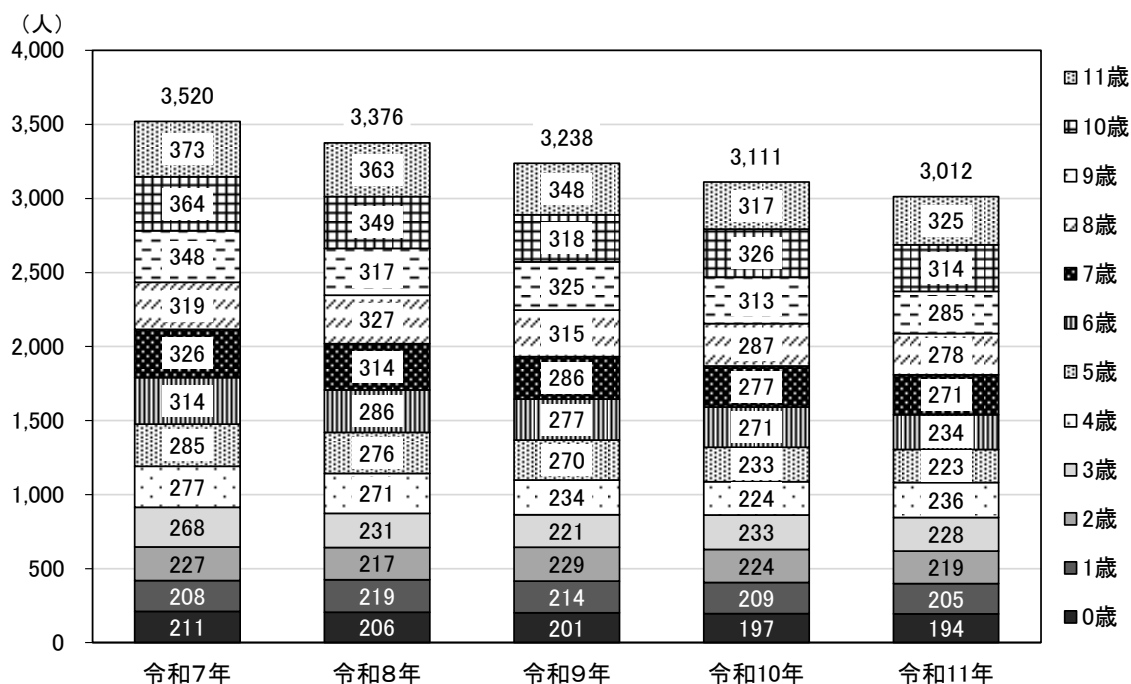
こども・若者の人口推計は、令和11年には0～5歳が1,305人、6～11歳が1,707人、12～17歳が2,186人、18～39歳が9,099人になると予測されます。

11歳以下の推計児童人口（乳幼児及び小学校児童）は、令和11年には3,012人になると予測されます。

【こども・若者人口の推計】



【11歳以下の児童人口の推計】



資料：各年4月1日現在（コーホート変化率法による推計値）

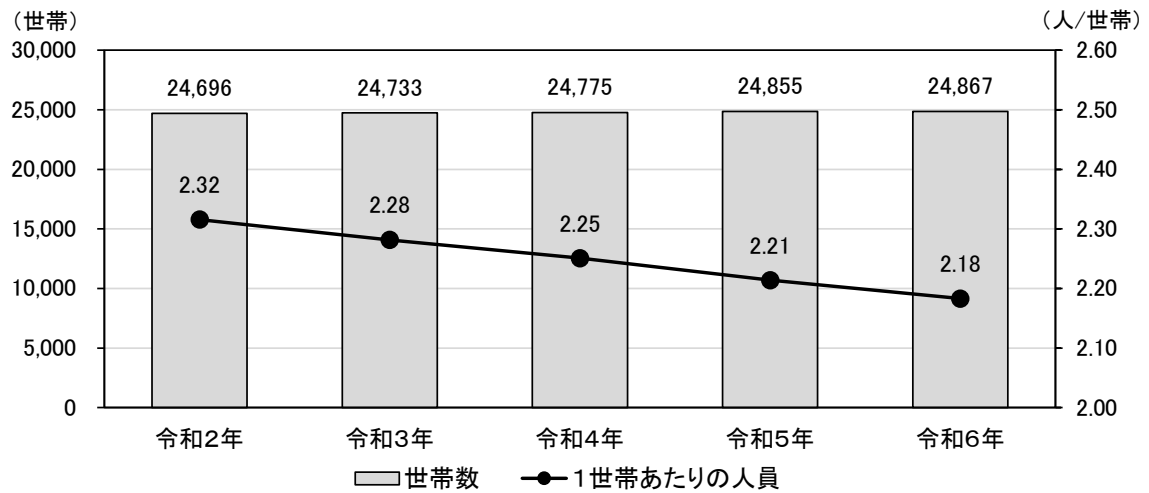
3. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、増加傾向で推移し、令和6年で24,867世帯と、令和2年の24,696世帯と比べて171世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少傾向で推移し、令和6年は2.18人／世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



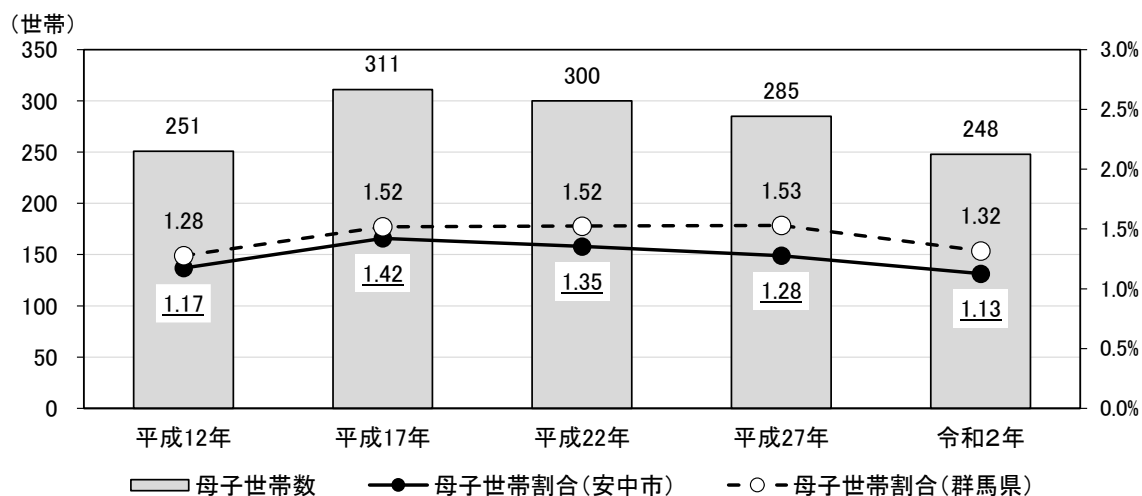
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 母子世帯数・父子世帯数の推移

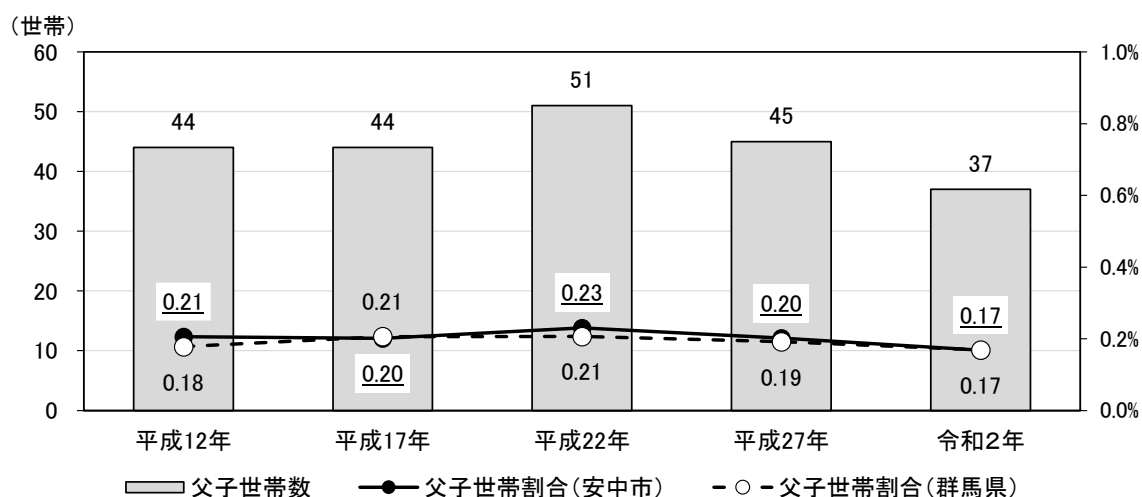
本市の母子世帯数は、令和2年で248世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.13%となっています。平成12年以降、群馬県を下回る割合で推移しています。

本市の父子世帯数は、令和2年で37世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.17%となっています。平成12年以降、群馬県と同様の割合で推移しています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



単位：世帯

一般世帯数	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
安中市	21,400	21,874	22,145	22,319	22,021
群馬県	690,972	724,121	754,324	772,014	803,215

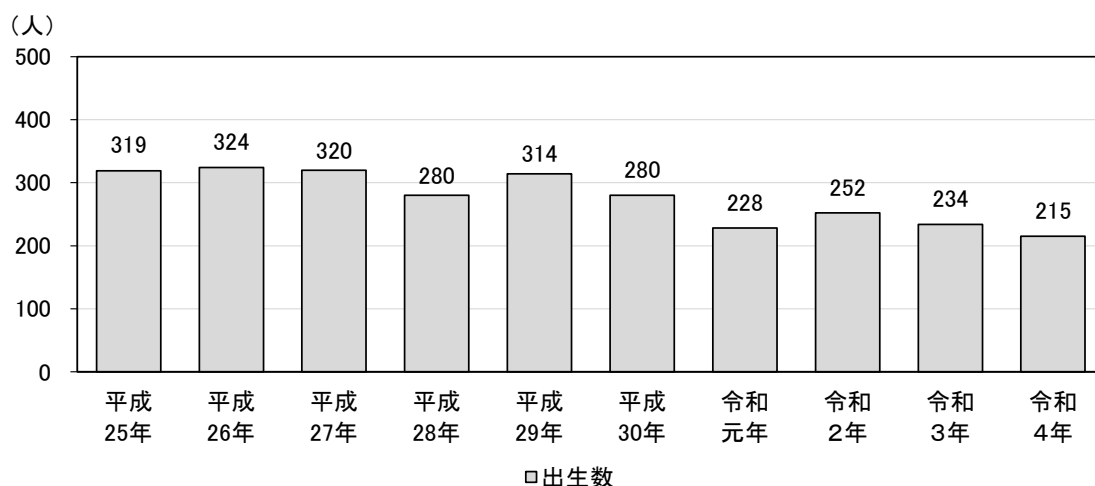
資料：国勢調査（旧松井田町を含む）

4. 出生の状況

(1) 出生数の推移

本市の出生数は、平成30年以降は200人台で推移し、令和4年で215人となっています。

【出生数の推移】

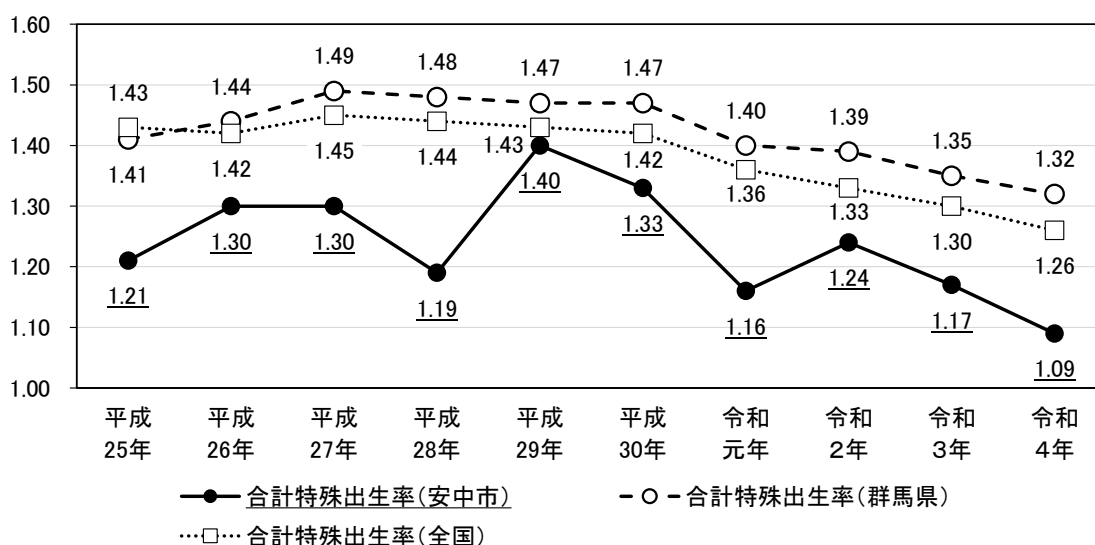


資料：群馬県人口動態調査

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和4年では、本市が1.09、群馬県が1.32、全国が1.26となっています。平成25年以降、本市の合計特殊出生率は、群馬県、全国を下回り推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：群馬県人口動態調査

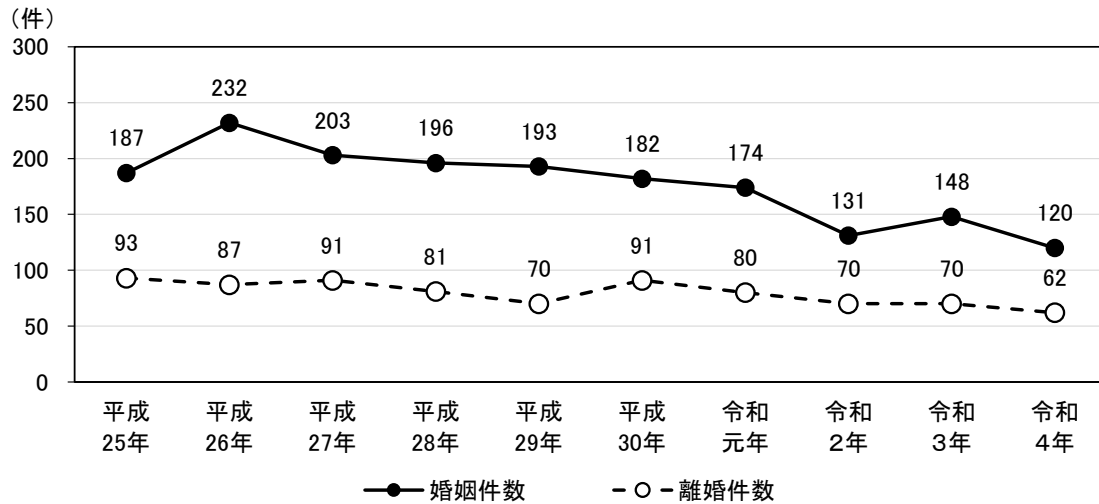
5. 婚姻の状況

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和4年は120件となっています。

本市の離婚件数は、減少傾向で推移し、令和4年は62件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

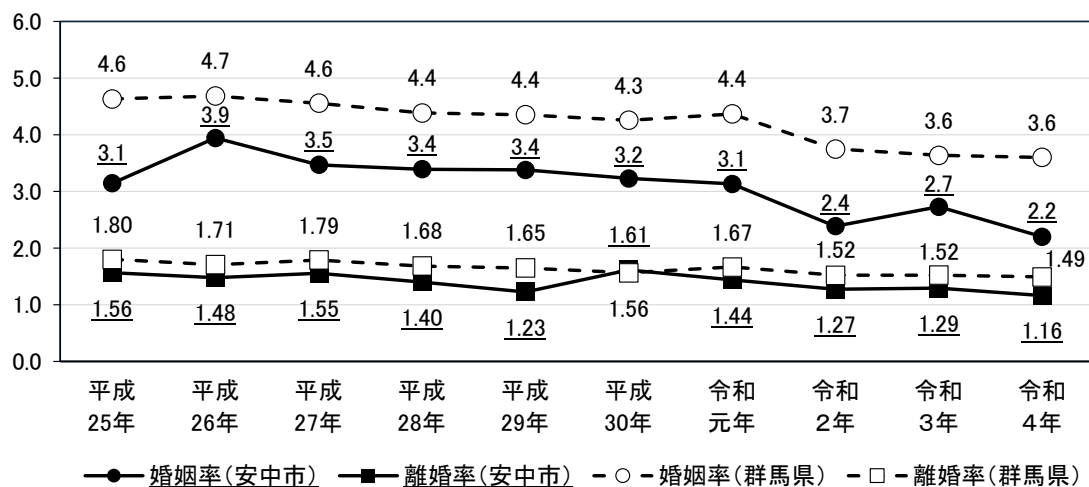


資料：群馬県人口動態調査

(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の人口1,000人に対する婚姻率及び離婚率は、平成30年の離婚率を除き、いずれも群馬県を下回る数値で推移し、令和4年の婚姻率は2.2、離婚率は1.16となっています。

【人口千対の婚姻率・離婚率の推移】



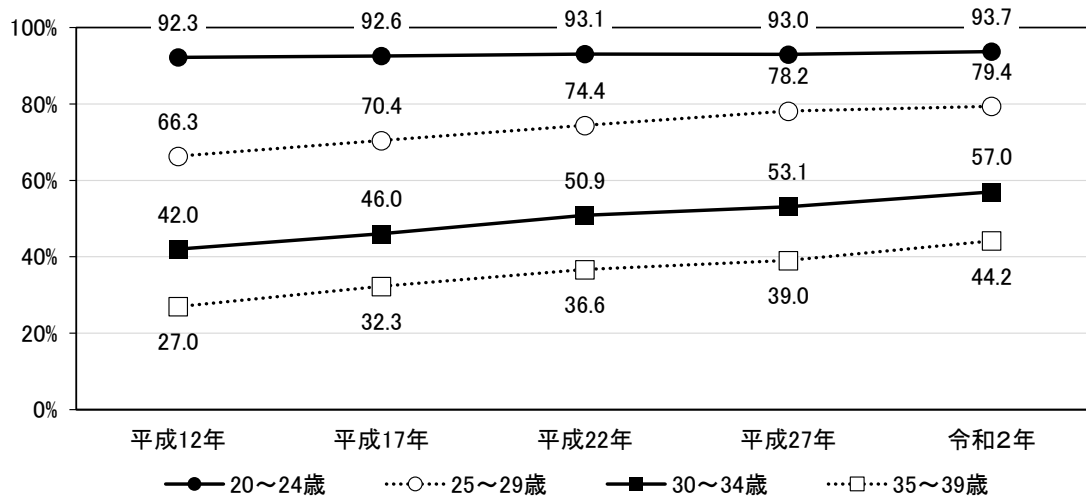
資料：群馬県人口動態調査

(3) 未婚率の推移

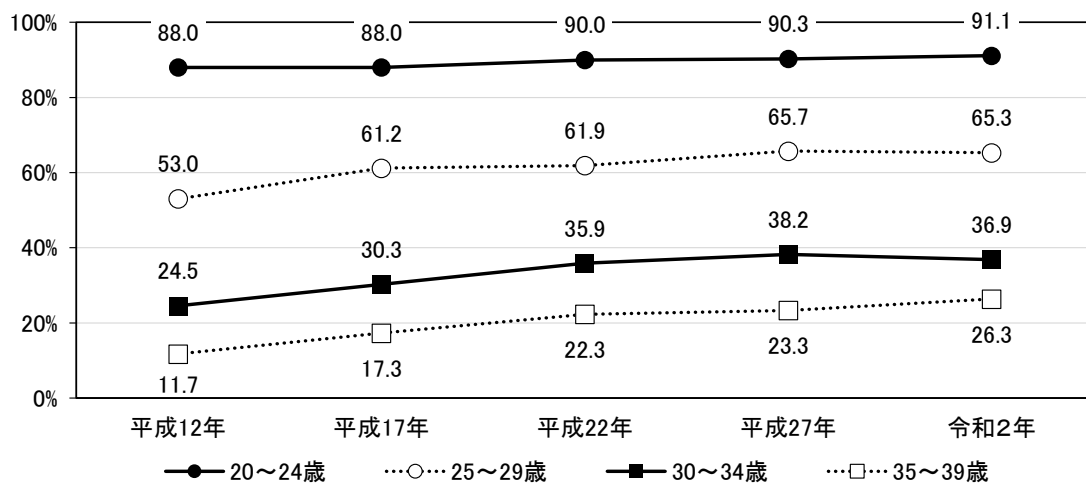
本市の男性の未婚率は、平成12年と令和2年を比べると、すべての年齢階級で増加しており、20～24歳で1.4ポイント、25～29歳で13.1ポイント、30～34歳で15.0ポイント、35～39歳で17.2ポイントの増加となっています。

本市の女性の未婚率は、平成12年と令和2年を比べると、男性の未婚率と同様にすべての年齢階級で増加しており、20～24歳で3.1ポイント、25～29歳で12.3ポイント、30～34歳で12.4ポイント、35～39歳で14.6ポイントの増加となっています。

【5歳階級別の未婚率の推移（男性）】



【5歳階級別の未婚率の推移（女性）】

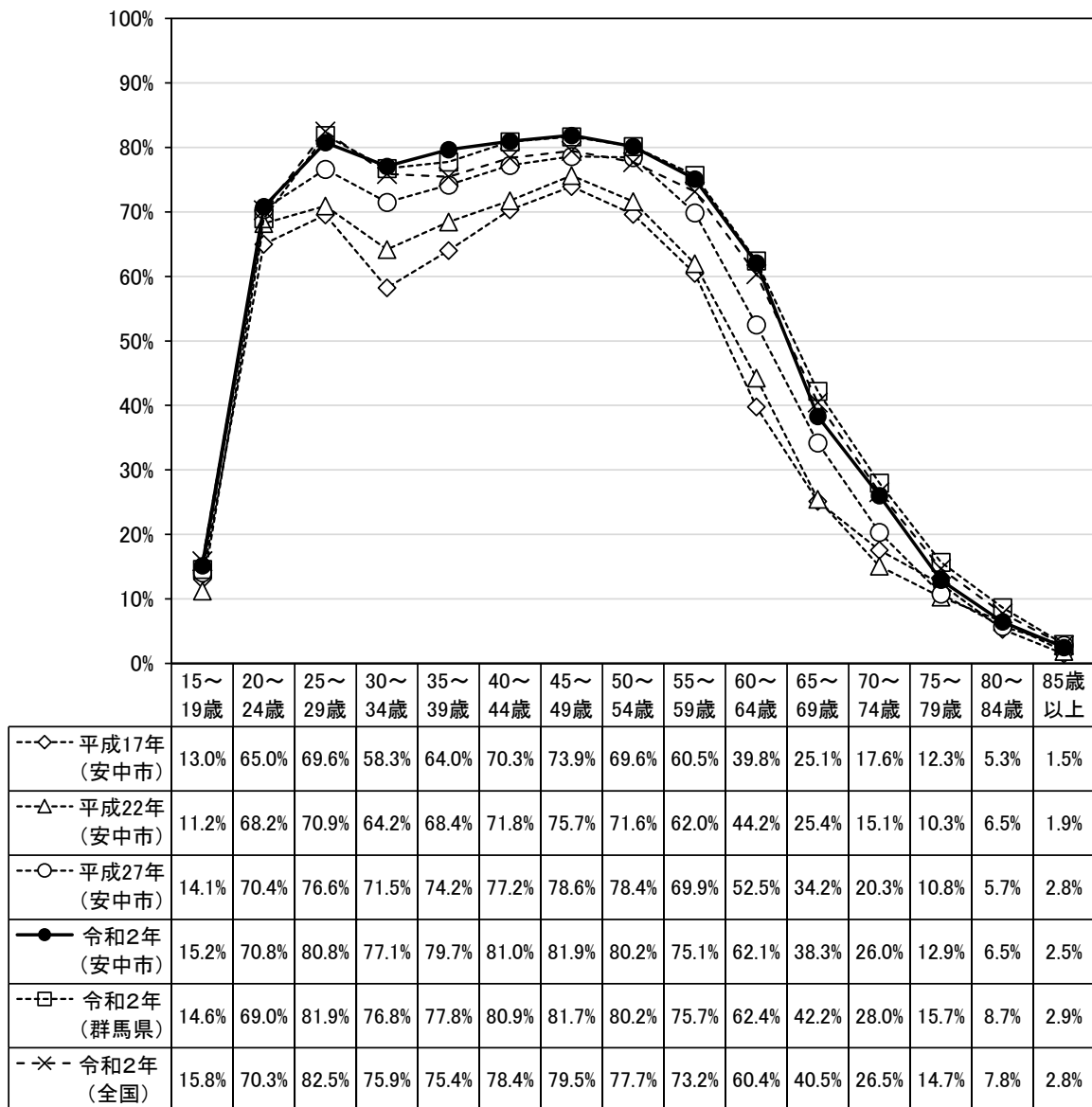


資料：国勢調査（旧松井田町を含む）

6. 女性就業率の状況

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」を描きます。平成17年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30～34歳では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。なお、令和2年の30歳代の女性就業率は、群馬県、全国を上回る割合となっています。

【女性就業率の推移】



資料：国勢調査（旧松井田町を含む）

第2節 アンケート調査結果からみる子育ての現状

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「安中市こども計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童	1,000 人	無作為抽出
②就 学 児 童	1,000 人	無作為抽出

(3) 実施概要

- 調査地域：安中市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：ぐんま電子申請システムによるインターネット調査
※希望者にはアンケート用紙配布（回収：就学前児童 1 件、就学児童 2 件）
- 調査期間：令和6年1月15日～令和6年2月12日

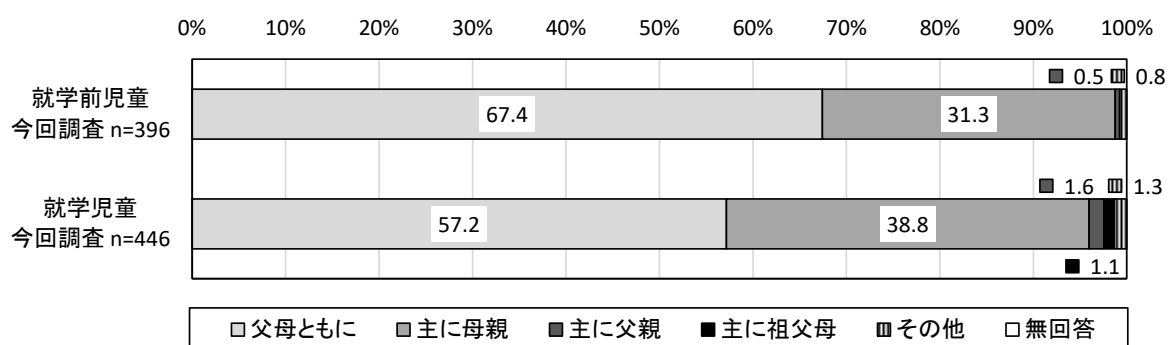
(4) 回収結果

調査区分	調査票配布数	回収数	回収率
①就学前児童	1,000 件	396 件	39.6%
②就 学 児 童	1,000 件	446 件	44.6%

2. 調査結果の概要

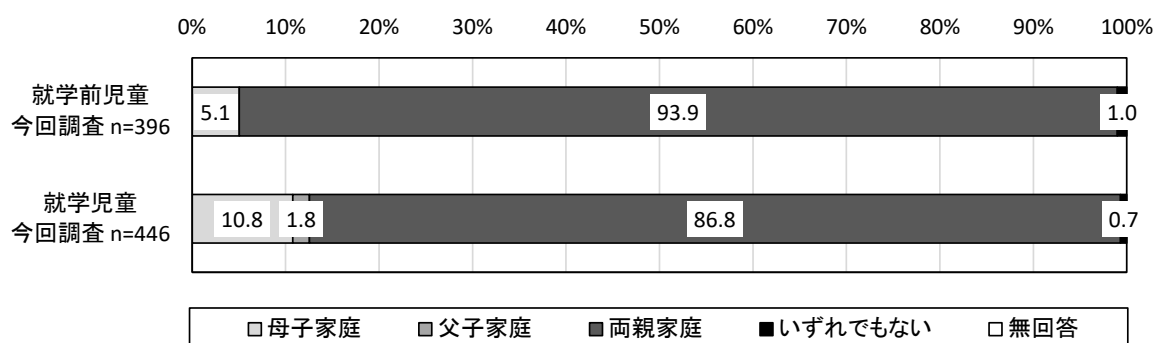
(1) 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている方は、就学前児童、就学児童ともに、「父母ともに」が最も多くなっています。また、「主に母親」をみると、就学前児童が31.3%、就学児童が38.8%と、就学児童が7.5ポイント上回ることから、就学児童になると父親の育児参加が減少する傾向がみられます。



(2) 家庭類型

家庭類型について、「母子家庭」をみると、就学前児童が5.1%、就学児童が10.8%と、就学児童が5.7ポイント上回っています。また、就学児童では、「父子家庭」が1.8%となっています。

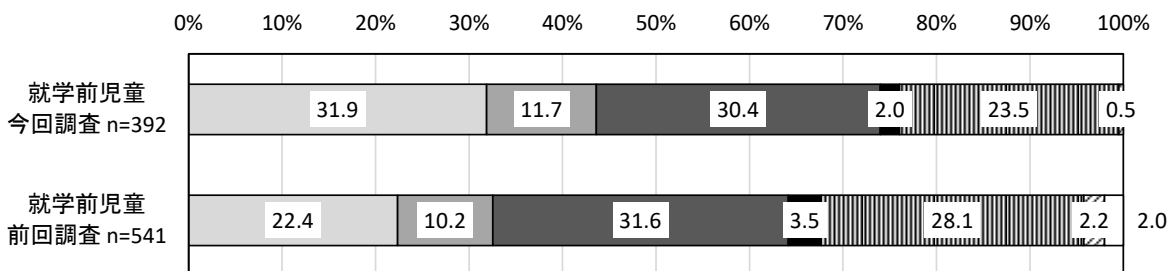


(3) 母親の就労状況

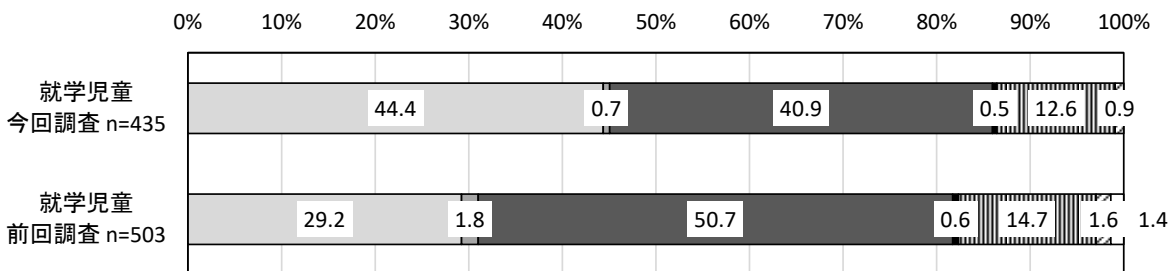
母親の就労状況について、フルタイムもしくはパート・アルバイト等で“就労している”合計割合は、就学前児童が76.0%、就学児童が86.5%と、前回調査と比べて、就学前児童が8.3ポイント、就学児童が4.2ポイントの増加となっています。また、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」をみると、前回調査と比べて、就学前児童が9.5ポイント、就学児童が15.2ポイントの増加となっています。

共働き世帯の増加とともに、フルタイムで就労している母親が増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭も増加していると考えられます。

【就学前児童】

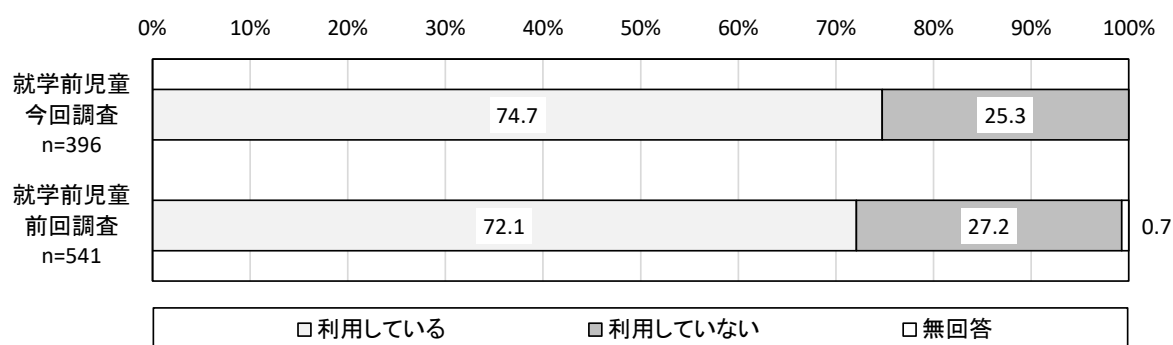


【就学児童】



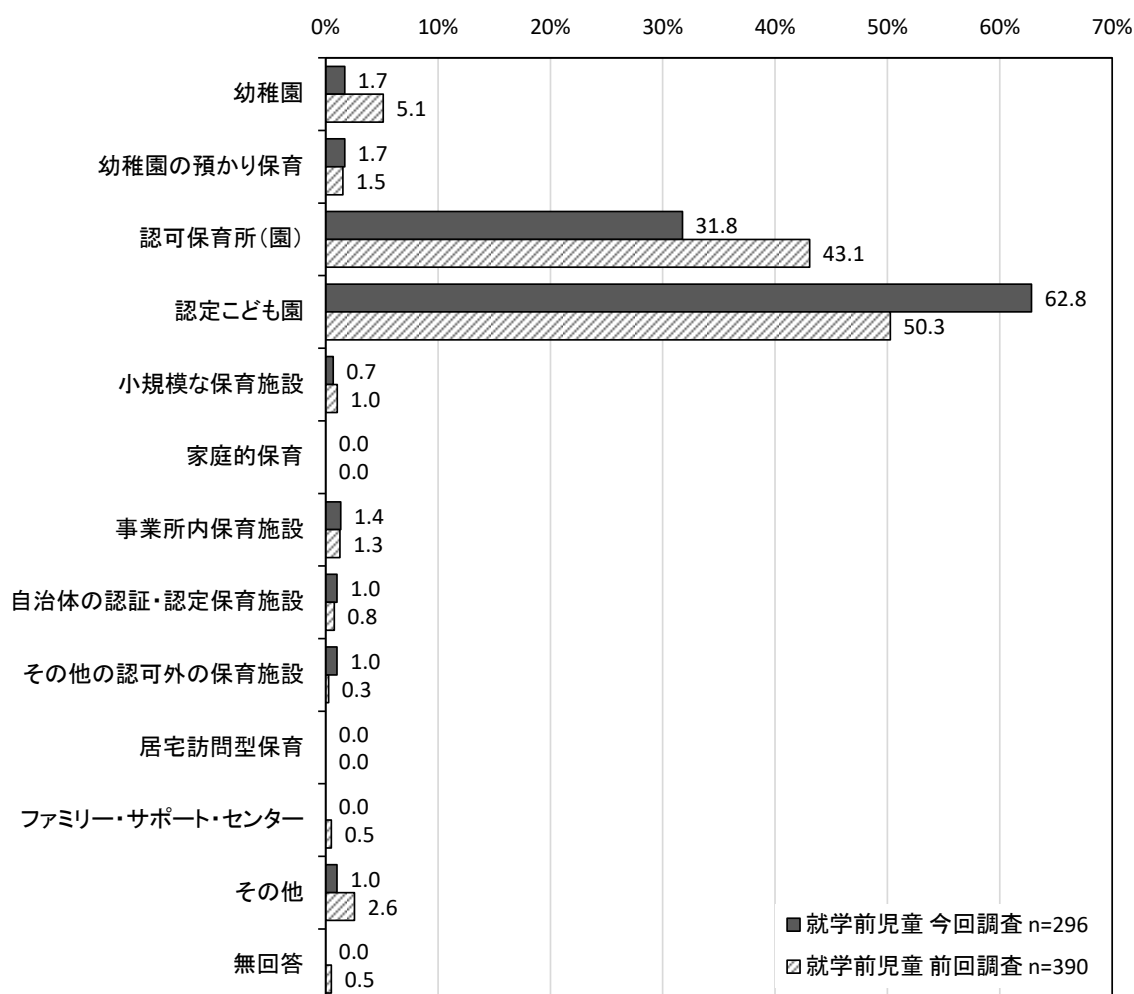
(4) 教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が74.7%、「利用していない」が25.3%と、前回調査と比べて、大きな差はみられません。



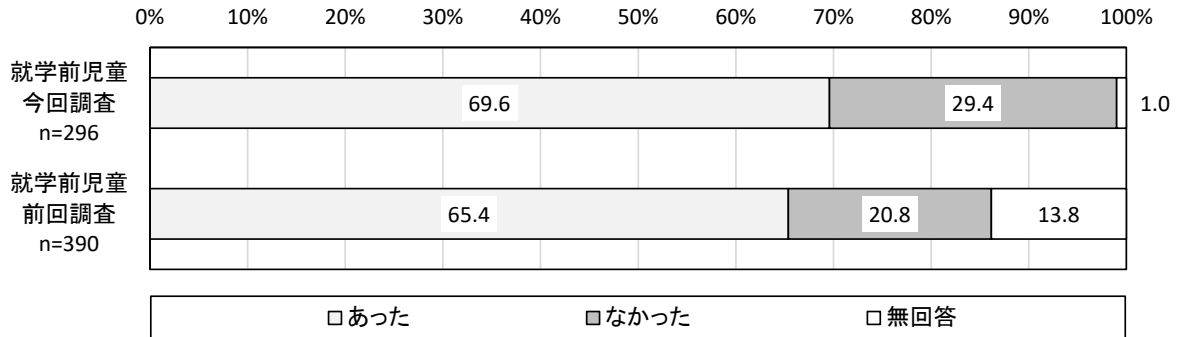
(5) 利用している教育・保育事業

利用している教育・保育事業は、前回調査と比べて、「認可保育所（園）」が11.3ポイント減少し31.8%、「認定こども園」が12.5ポイント増加し62.8%となっています。



(6) 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無

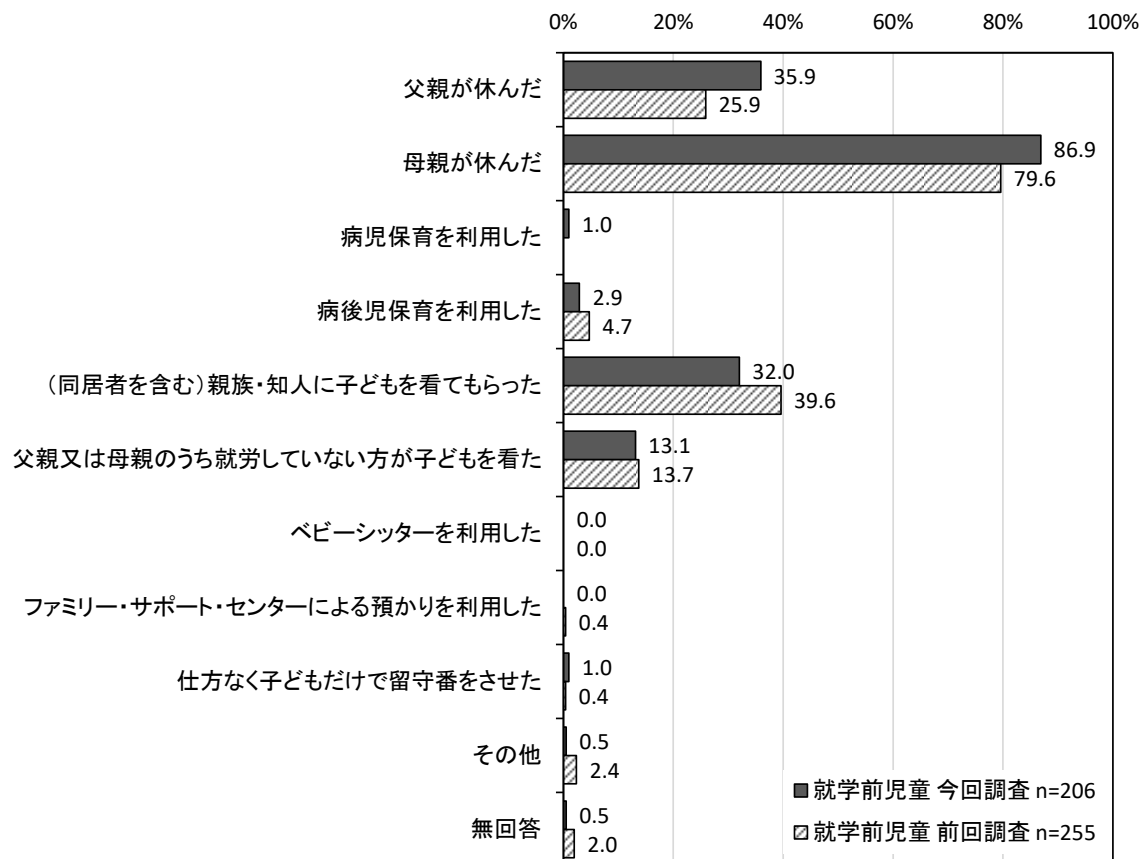
病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無は、前回調査と比べて、「あった」が4.2ポイント増加し69.6%となっています。



(7) 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法

病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったときの対処方法は、前回調査と比べて、「母親が休んだ」が7.3ポイント増加し86.9%、「父親が休んだ」が10.0ポイント増加し35.9%となっています。

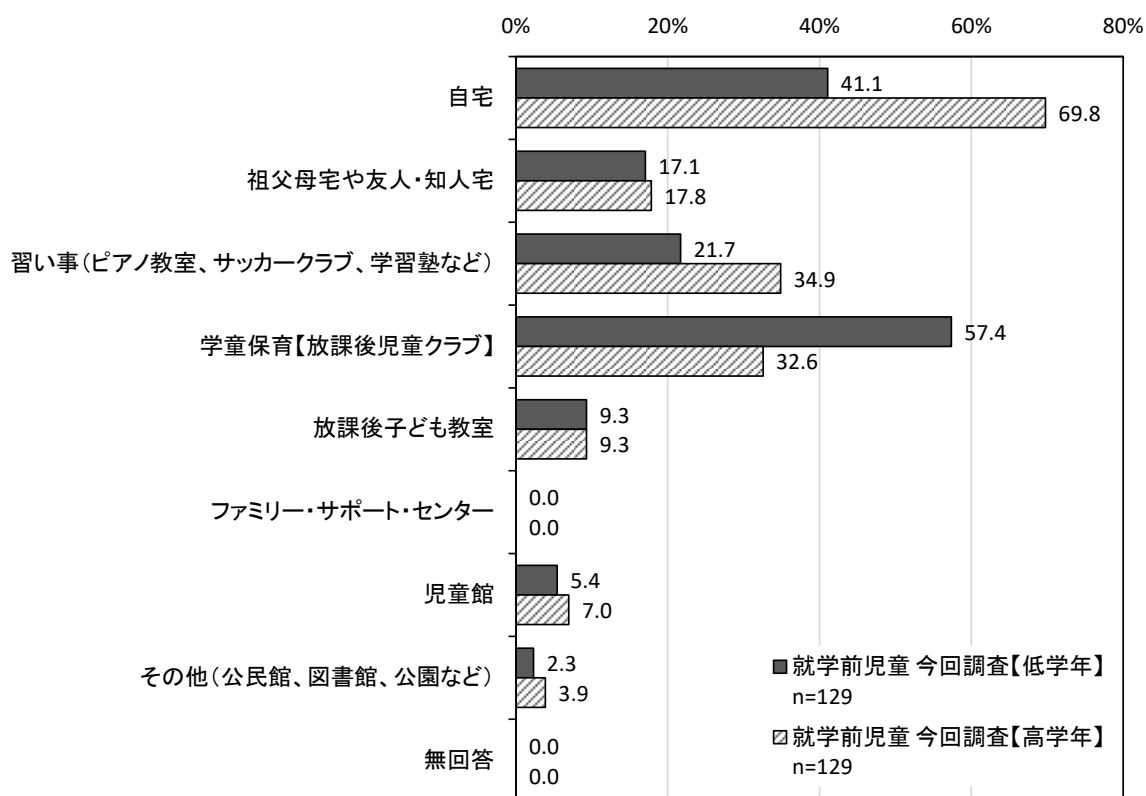
依然として、母親の負担は大きいと推察される一方で、父親の割合が大きく増加していることから、夫婦で協力しながら対処している家庭も増えていると推察されます。



(8) 小学校就学後の希望する放課後の過ごし方

小学校就学後の希望する放課後の過ごし方について、「学童保育【放課後児童クラブ】」をみると、低学年が57.4%、高学年が32.6%となっています。

低学年における需要は高いことがうかがえる一方で、高学年になると「自宅」を希望する割合が高くなり、学童保育に対する需要が低下する傾向がみられます。

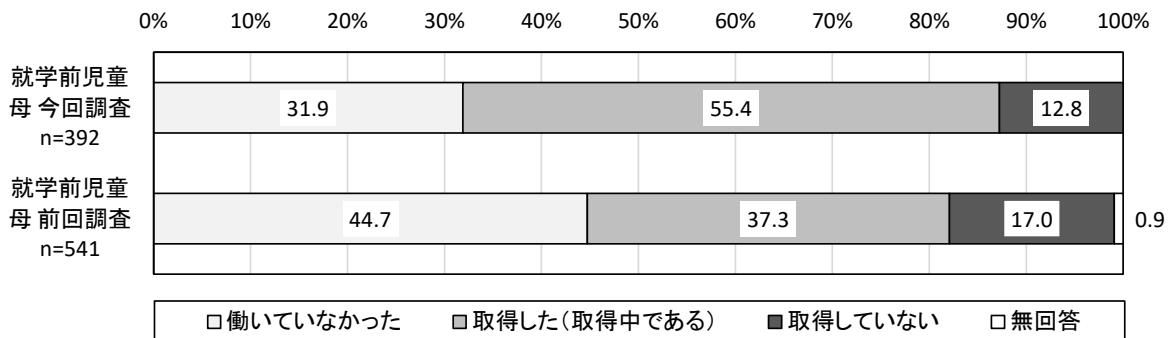


(9) 育児休業の取得状況

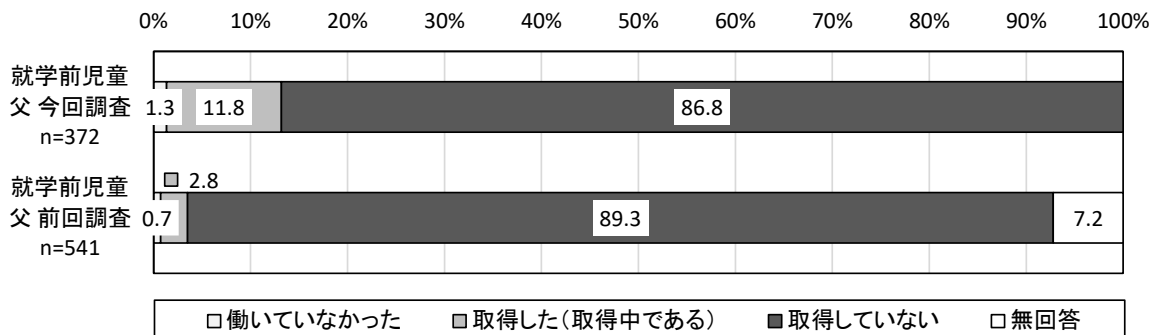
育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」をみると、前回調査と比べて、就学前児童の母親は 18.1 ポイント増加し 55.4%、就学前児童の父親は 9.0 ポイント増加し 11.8%となっています。

母親については、就業を継続しながら子育てをしている母親が増えたことが増加の要因と考えられる一方で、父親については、育児休業の取得促進に係る普及啓発の一定の効果が結果に表れたと考えられます。

【就学前児童（母親）】



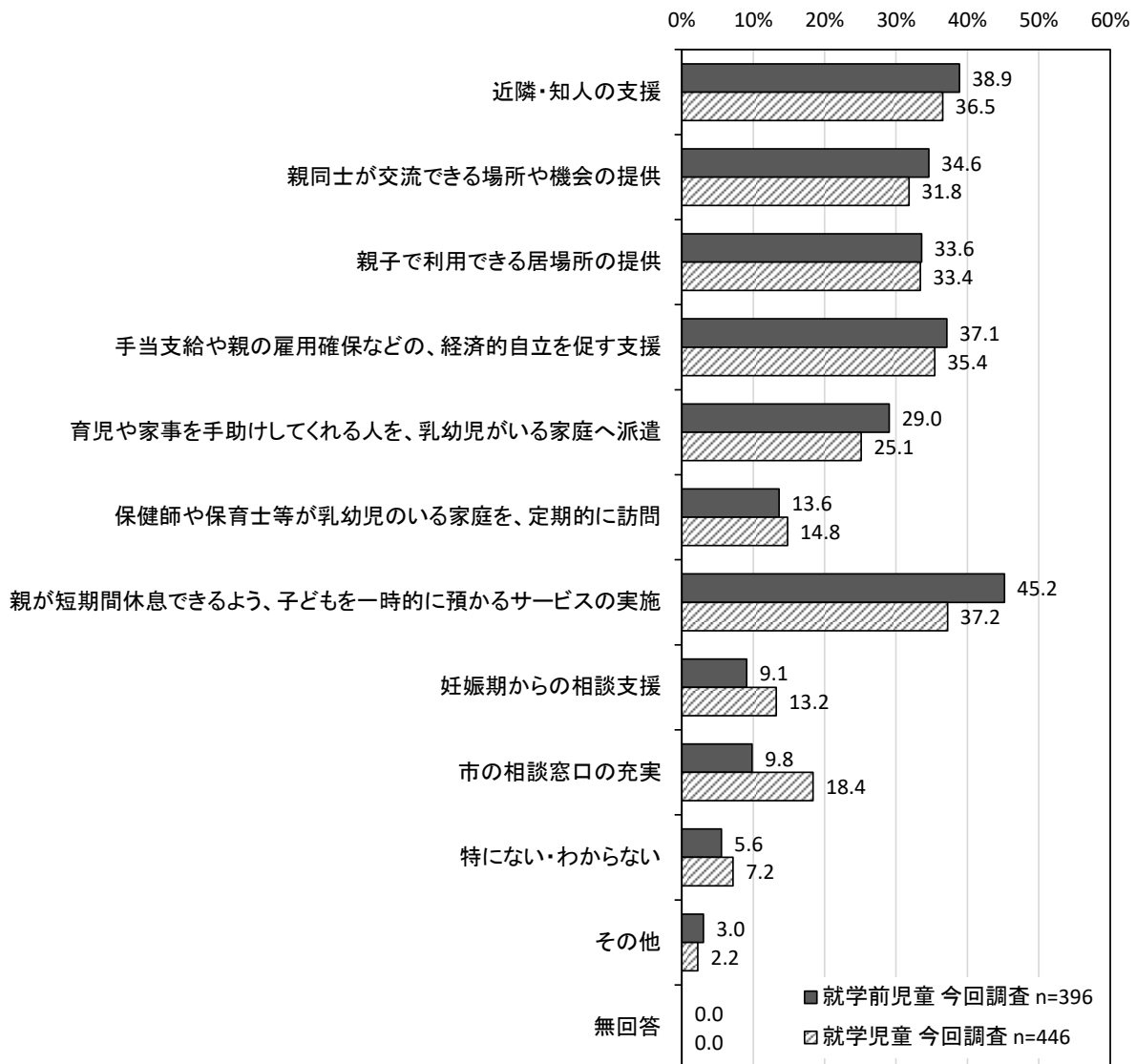
【就学前児童（父親）】



(10) 児童虐待を防ぐために、有効だと思うこと

児童虐待を防ぐために、有効だと思うことについては、就学前児童の結果をみると、「親が短期間休息できるよう、子どもを一時的に預かるサービスの実施」が45.2%で最も高くなっています。

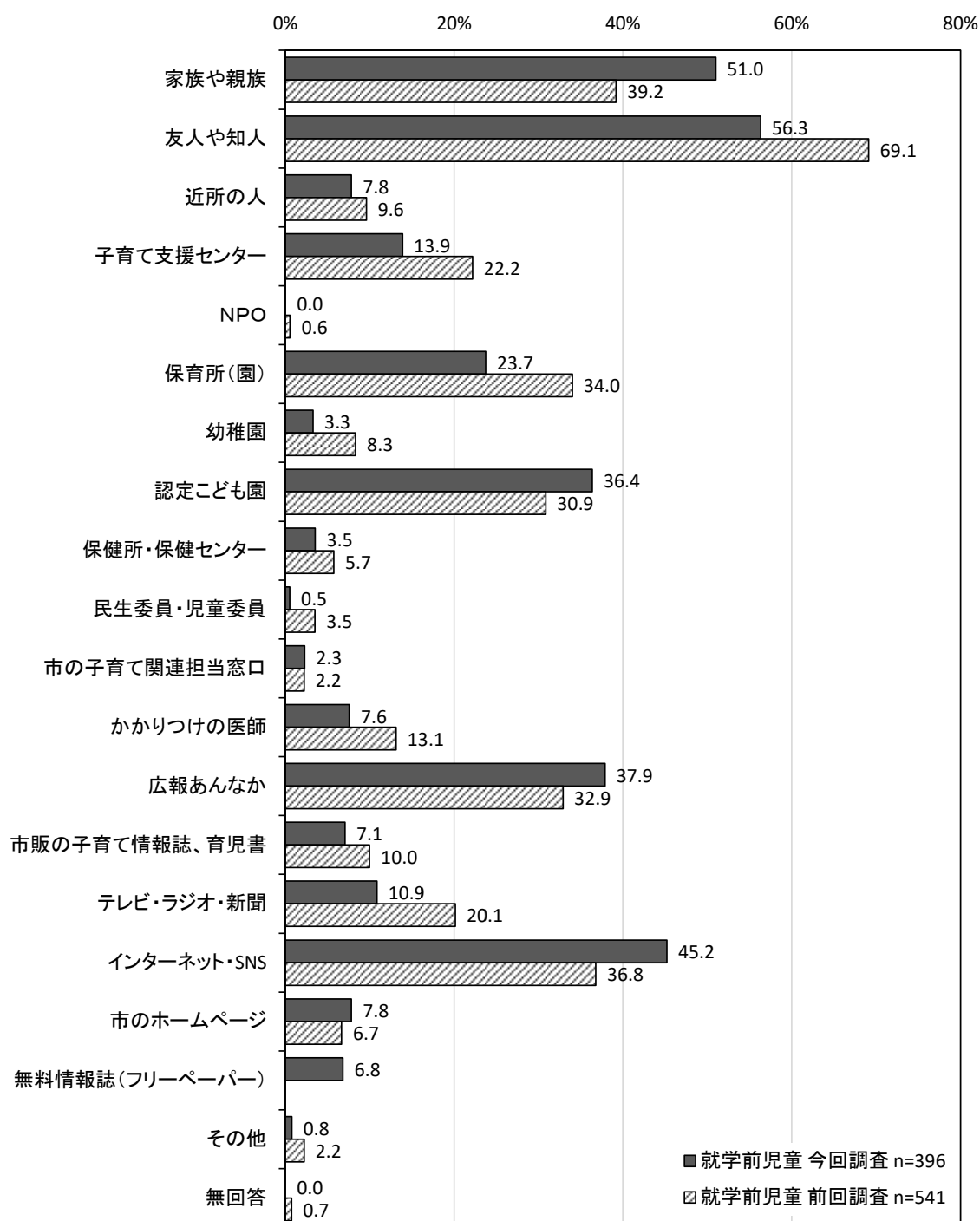
核家族化や共働き世帯の増加など、家庭の状況が多様化する中、子育てにおいて困難を抱える家庭も増加していると考えられることから、児童虐待を防ぐためには保護者の休息も必要であるとする保護者が増えていていると推察されます。



(11) 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先については、前回調査と比べて、「家族や親族」が 11.8 ポイント増加し 51.0%、「インターネット・SNS」が 8.4 ポイント増加し 45.2%となっています。

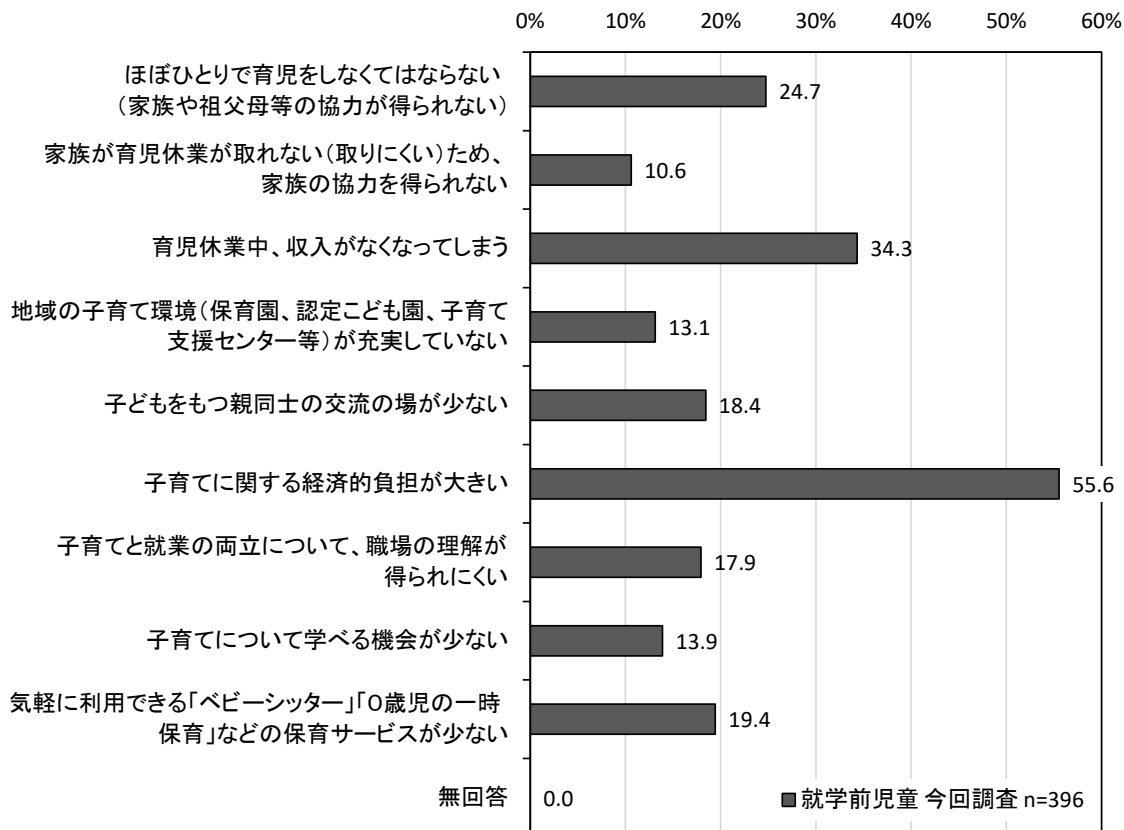
情報の入手先として、身近な家族や親族から入手する割合が増加した一方で、「友人や知人」、「子育て支援センター」、「かかりつけの医師」などの割合は減少しています。また、近年は情報社会が加速する中、インターネット・SNSにより情報を入手する方も増えており、今後もさらに増加すると予測されます。そのため、市民が必要とする情報について、インターネット・SNSを活用した情報発信の充実が重要であると考えられます。



(12) 子育てにおいて、大変だと思うこと

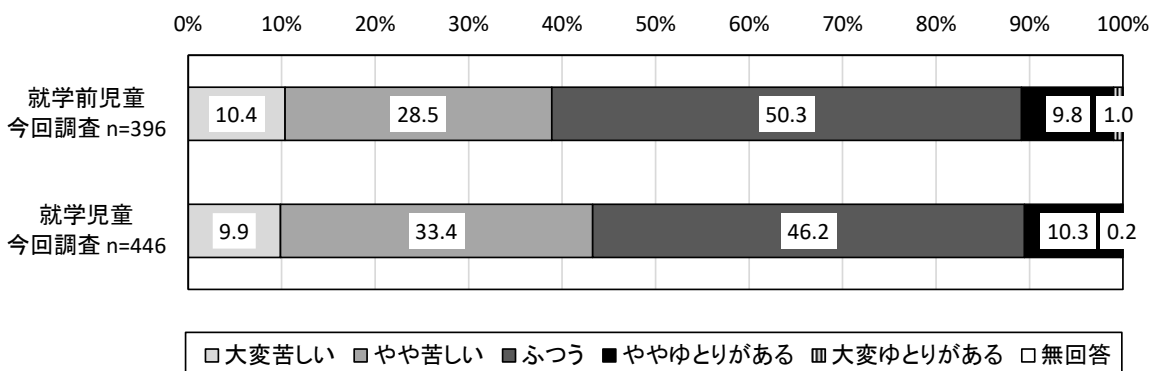
子育てにおいて、大変だと思うことについては、「子育てに関する経済的負担が大きい」が55.6%で最も高く、次いで「育児休業中、収入がなくなってしまう」が34.3%、「ほぼひとりで育児をしなくてはならない」が24.7%となっています。

子育てにおいて、多くの保護者が経済的負担感を抱えていることがうかがえる結果となっています。



(13) 現在の暮らしの経済状況

現在の暮らしの経済状況について、「大変苦しい」と「やや苦しい」の合計割合は、就学前児童が38.9%、就学児童が43.3%となっています。



第3節 高校生ワークショップ等からみるこどもたちの意見

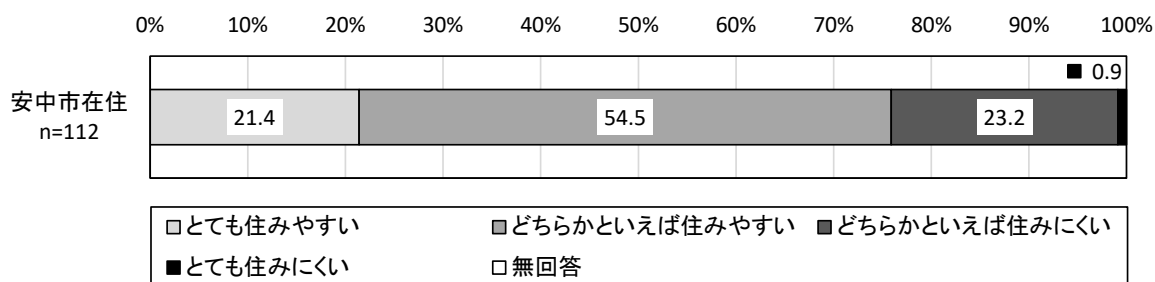
高校生ワークショップや高校生アンケート調査は、「第3次安中市総合計画」策定のための基礎資料とすることを目的に、令和5年度に実施したものです。

本計画は、こども基本法に基づく「こども計画」として策定するにあたり、こども・若者の意見を聴き、政策に反映していくことが重要とされていることから、日頃より本市に対して、こどもたちが感じていることや、こんな安中市になってほしいという想いを踏まえながら、こども・若者に対する支援施策を検討していきます。

1. 高校生アンケートの調査結果の概要

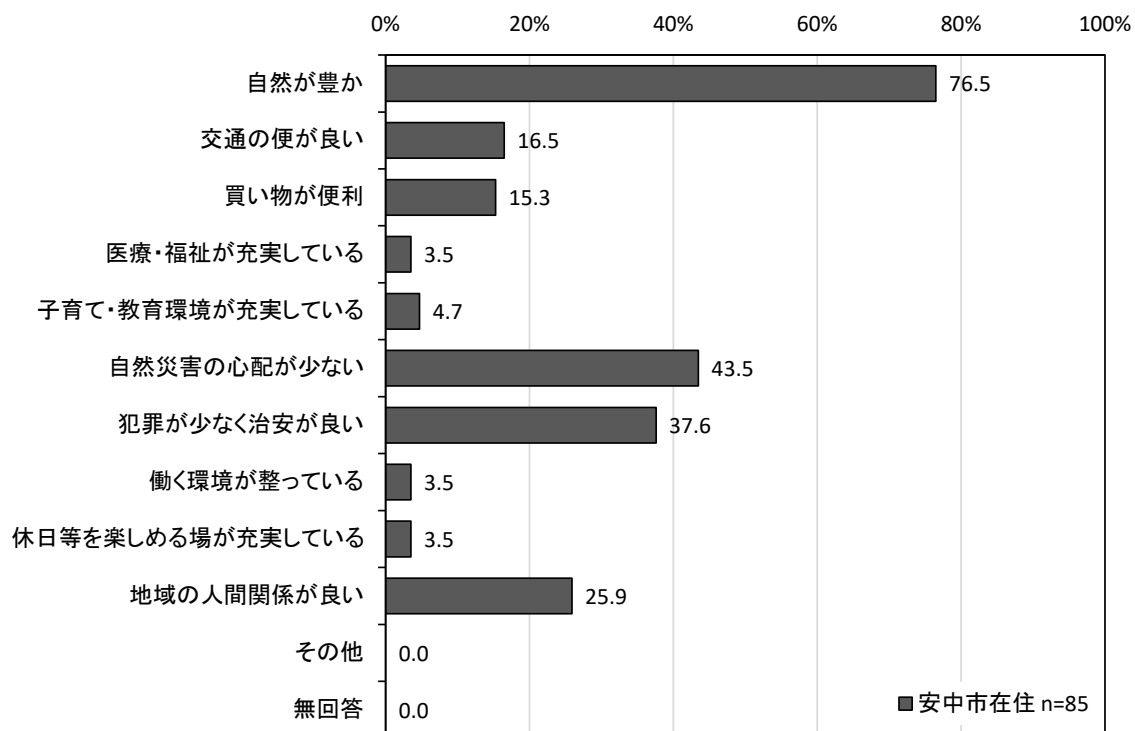
(1) 安中市の住みやすさ

安中市の住みやすさについては、「とても住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計値『住みやすい』は75.9%、「とても住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」の合計値『住みにくい』は24.1%となっています。



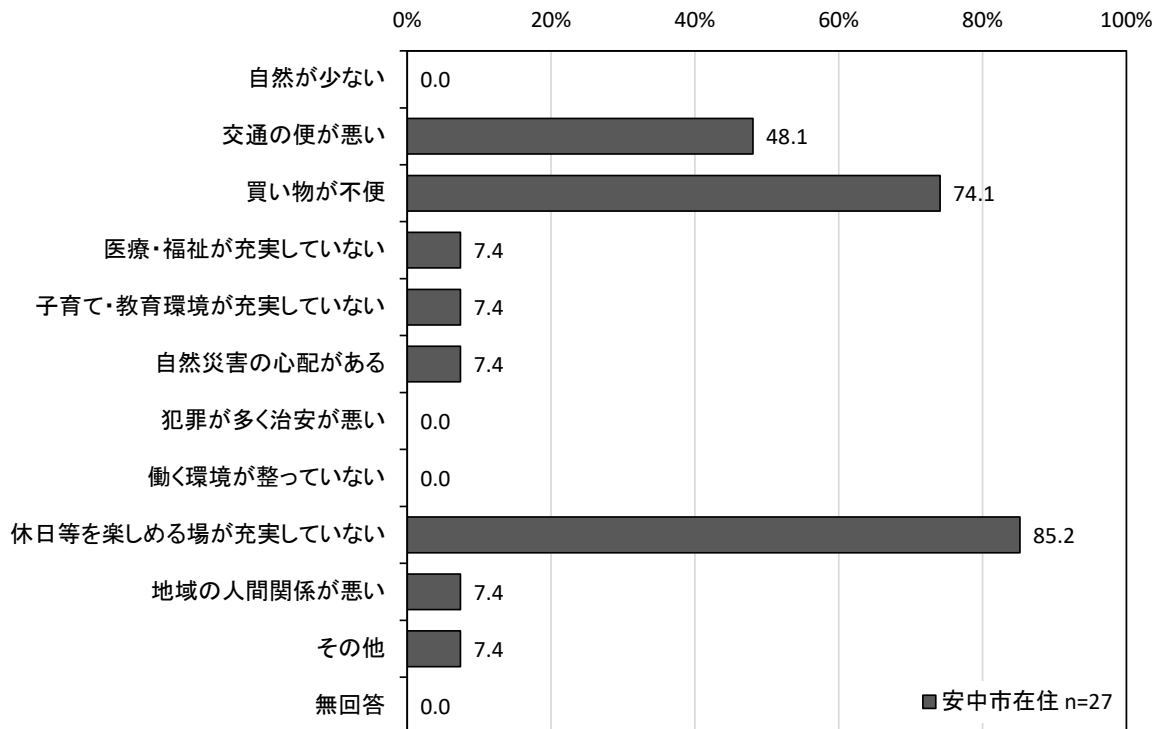
(2) 住みやすいと答えた理由

住みやすいと答えた理由については、「自然が豊か」が76.5%で最も高く、次いで「自然災害の心配が少ない」が43.5%、「犯罪が少なく治安が良い」が37.6%となっています。



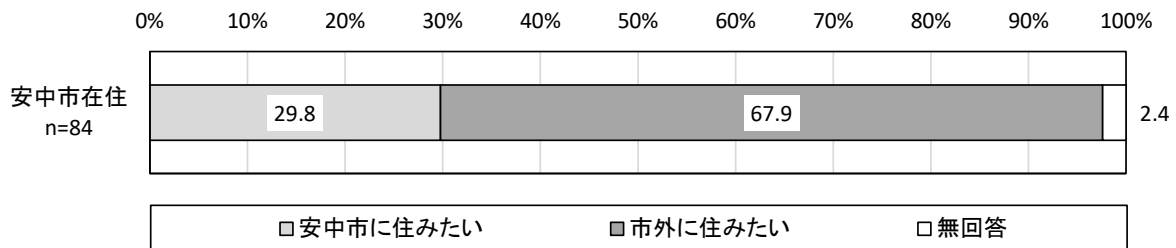
(3) 住みにくいと答えた理由

住みにくいと答えた理由については、「休日等を楽しめる場が充実していない」が85.2%で最も高く、次いで「買い物が不便」が74.1%、「交通の便が悪い」が48.1%となっています。



(4) 将来、安中市への居住希望

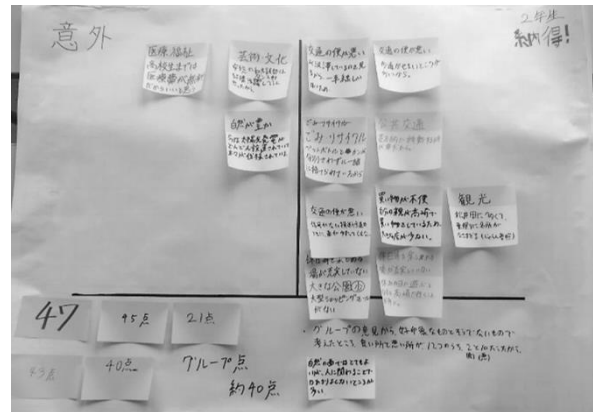
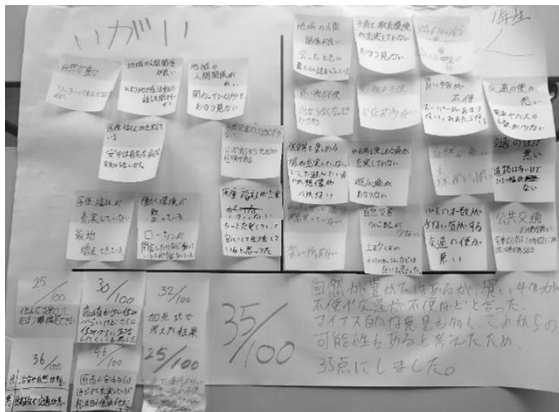
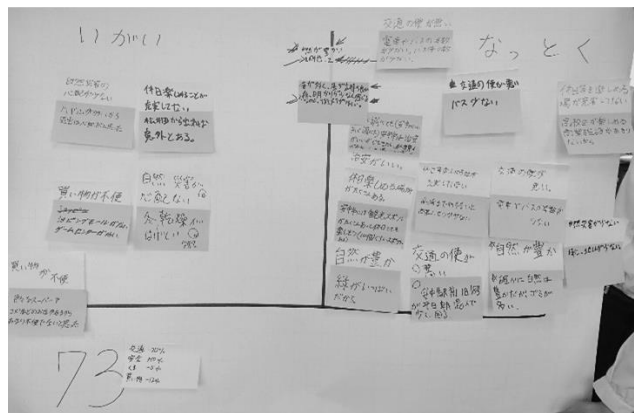
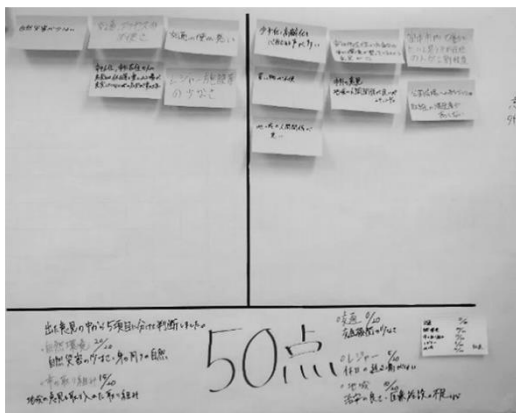
将来、安中市への居住希望については、「安中市に住みたい」が29.8%、「市外に住みたい」が67.9%となっています。



2. 高校生ワークショップの実施結果の概要

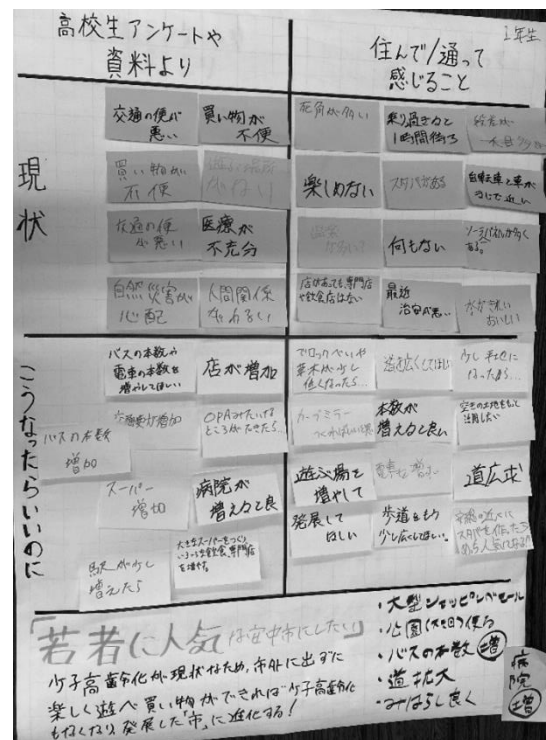
(1) 第1回ワークショップ：(アンケート結果を踏まえて) 安中市の今を考えよう

肯定的な意見	否定的な意見
・自然が豊かである ・地域の人間関係が良い ・自然災害が少ない ・治安が良い ・子育て、教育環境が充実している 等	・交通の便が悪い ・買い物が不便 ・地域の人間関係が悪い ・医療、福祉が充実していない ・遊び場があまりない 等



(2) 第2回ワークショップ:「選ばれる安中市」ってどんなまち

どんな安中市にしたいか／主な意見	
■「インスタグラマー」な安中市にしたい	
・若者が興味を持つ機会を増やす ・安中市の魅力を多くの人に知ってもらう ・若者の移住者増加により、多くの問題の解決につながる	
■「子育て向き」な安中市にしたい	
・安中市で子育てするメリットをアピールする ・空き家を改装して利用する	
■「若者に人気」な安中市にしたい	
・市外に出ずに楽しく遊べ、買い物ができるれば少子高齢化もなくなり、発展（進化）する	
■「若者が訪れるような」安中市にしたい	
・自然を活かした施設を建てる ・交通の便が良いところを活かしたほうがよい	
■「歴史や文化を大切にする」安中市にしたい	
・観光地をめぐるバスなどをつくる ・食べ物や歴史などのジャンルで分けてパンフレットをつくる	
■「カメレオン」な（柔軟性のある）安中市にしたい	
・若い人が来るようなイベントの開催 ・安中市に移住したい、住み続けたいと思う人を増やす	



第4節 こども・子育て支援に向けたこれまでの取組

「第2期安中市子ども・子育て支援事業計画」では、基本理念の実現のために、5つの基本目標のもと、事業を展開してきました。

■基本目標1 子ども・子育て家庭を支える体制の整備

- 多世代交流型子育て支援拠点として「あんなかスマイルパーク」がオープンしました。

【あんなかスマイルパーク入場者数の実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入場者数(人)	28,343	75,033	105,085

- 市外の3施設で利用可能な子育て短期支援事業を開始しました。
- 病児保育事業において、病児対応型については高崎市と協定を結び、5か所の病児保育施設を安中市民も利用可能としました。病後児対応型、体調不良児対応型については民間保育施設による参入が増え、受け皿が増加しました。

【病児保育事業の利用者数の実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	243	501	676

※病児対応型、病後児対応型・体調不良児対応型の合計

- ファミリー・サポート・センター事業において、ひとり親の人に利用料負担補助を始めました。
- 市内保育園・認定こども園における3歳児以上全員の副食費無償化を開始しました。
- 妊娠・出産時応援給付金支給事業において、市独自で上乗せ給付を行いました。

■基本目標2 子どもの最善の利益をもたらす取組の推進

- パパママ教室など、妊娠初期から出産期、育児期にかけてさまざまな事業・教室等を実施しています。
- 不妊治療費助成事業や不育症治療費助成事業、新生児聴覚検査費用助成事業を継続して行いました。
- 産前産後ホームヘルプサービス事業や産後ケア事業などにより、妊婦さんの家事サポートや、お母さんや赤ちゃんのケア、家事・育児サポート等を行いました。
- 子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るため、児童手当の支給を行いました。また、子ども医療費助成制度は対象者を高校生世代まで拡充しました。
- 市内で子ども食堂を推進する団体や運営団体と、自治体、各関係機関が連携・協議を行い、地域福祉の向上を図るため、子ども食堂連絡会議を実施しました。また、子ども食堂実施団体への補助金制度を実施しました。

- 要保護児童対策地域協議会では、個別ケース検討会議や実務者会議等を開催し、関係機関のネットワークを強化し、児童虐待の発生予防、早期発見に努めています。また、養育支援訪問事業も行いました。
- 子ども家庭総合支援拠点を設置し、家庭児童相談機能を充実させ、子育てや学校生活に関する悩みを傾聴するとともに、関係機関との連携を図り、児童虐待防止の普及啓発に努めています。
- ヤングケアラー支援条例を制定し、ヤングケアラーの把握とサポートを関係機関との連携により進めていく体制づくりを行っています。
- ひとり親家庭支援、就労支援として職業訓練等の案内や母子・父子相談、生活支援としての手当、助成を行いました。また、非課税世帯やひとり親家庭に対しファミリー・サポート・センターや学童クラブの利用料減免を行いました。特にひとり親家庭へは利用料減免を拡充しました。
- 発達支援の必要なこどもについて、個別相談などから健診事後教室、二次健診、県のコンサルテーション事業などへつなぐことで、支援の充実を図りました。
- 配慮が必要な児童生徒には、各学校の実態に合わせ支援員を配置するとともに、教員の特別支援教育に対する研修に取り組んでいます。
- 障がいのあるこどもや発達支援が必要なこどもに対し、児童発達支援や放課後等デイサービス等の個別給付を行いました。
- 学校教育の充実において、学校教育内容の充実や情報化社会への対応を図るため、タブレット端末を導入するなど、ＩＣＴ化や情報化社会に対応した整備を進めました。

■基本目標３ 子どもを生み育てる喜びを

家庭や地域で分かちあえる地域社会づくり

- 小学校を中心に、学校支援ボランティア組織があり、学習活動や学校生活、環境整備等の支援をいただいています。
- 児童委員（民生委員）・主任児童委員活動では、子育てに関する情報の提供や心配ごととの相談を受けています。年１回、主任児童委員を中心に、乳幼児家庭を訪問しています。必要に応じて、市へ情報提供を行いました。
- 保育園、認定こども園、子育て支援センターの行事等において、地域の高齢者やご近所の方を招いているほか、あんなかスマイルパークにおいて、世代間の交流が生まれるよう多様な世代を対象にイベント等を実施しています。
- 男女共同参画推進の啓発として、年間を通じた市広報等での啓発のほか、セミナーや講演、標語コンクールの開催や、小学生向けのリーフレットの作成・配布などを行いました。
- 市内で活動する子ども食堂連絡協議会や子ども食堂実施団体への支援を行いました。また、団体と行政との意見交換も定期的に行いました。
- 公民館や生涯学習センターにて、主に夏休みや冬休み等を利用し、こどもや親子対象の講座、教室、事業等を実施しました。

■基本目標4 安全で安心して子育てできる生活環境の整備

- 防犯ブザーを小学校入学時に新入学児童全員へ配布しました。警察と連携し、防犯教室や情報モラル講習を実施しました。
- 通学路において、安全点検を行いました。指摘された危険箇所の改善を行いました。
- 小学生や保育園・認定こども園の園児を対象に、交通安全教室や交通安全講話を行い、自転車の安全な乗り方教室や自転車乗車時のヘルメット着用の推進などを行いました。
- 小中学生向けに、火災、地震、不審者対策の避難訓練を実施しました。家庭向けには、広報紙やホームページ、出前講座等を通して、家庭状況に応じた避難の方法や備蓄品など、災害時への備えについて普及・啓発を図りました。

■基本目標5 子どもの貧困対策の推進

- 母子健康手帳交付時に妊婦と面談し、支援が必要な家庭を早期に把握しました。また、自立相談支援事業において、学校と連携し生活困窮に関する相談に対応しました。
- 学習支援事業を市内3会場で行いました。また、家庭でのタブレットを活用した個別学習が充実するよう、希望する就学援助受給世帯へモバイル Wi-Fi ルーターの貸与と通信費の負担を行いました。
- 就労支援員がハローワークと連携して就労支援を行いました。
- 児童手当や児童扶養手当など、制度に基づいた手当等の支給を行いました。
- 相談等があった家庭や気になる家庭について、関係部署間の情報共有を行い、課題の解決に向けた対応を行いました。

第5節 こども・若者を取り巻く課題

1 結婚に関する視点での課題

結婚や家庭のあり方に対する価値観はさまざまですが、未婚化・晩婚化は少子化の一因となっているのが現状です。社会全体で未婚率の上昇という問題に取り組むことが求められています。また、単身者は家族という支えを持たないことで、精神的な健康問題や社会的孤立が深刻化するリスクが高まります。

このような状況を改善するためには、希望する人が結婚や家庭を築くことに対する社会的な支援により、個々が安心して家庭を築き、幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指す必要があります。また、結婚・子育て期における経済的不安を軽減するための施策や、結婚や子育ての魅力を伝える取組などを通じて、結婚をすることに対して前向きに捉えることができる社会にするとともに、結婚のきっかけとなる出会いの場の創出など、結婚に向けた支援の充実を図る必要があります。

2 妊娠・出産・子育てに関する視点での課題

母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も多く、家庭への適切な支援が課題となっています。地域や社会が保護者に寄り添い、子育て家庭のニーズに合った包括的支援を進め、妊娠・出産に対する心身の負担感や経済的負担感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、こどもを安心して生み育てることに喜びや生きがいを感じることができる環境づくりが必要です。

3 子育てと仕事に関する視点での課題

共働き世帯が増加する中、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭が増加していると考えられます。特に、こどもの急な体調の変化への対応は、多くの家庭では母親が対応しているのが現状です。

子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や父親の育児休業の取得促進など、父親と母親が協力してこどもを育て、子育ての楽しさや苦労が共有できる時間が持てるよう、多様な働き方を実現できる職場の環境づくりが必要です。

4 こども・若者の自立に関する視点での課題

こども・若者は、未来を築く大切な存在です。「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪を、こども・若者の成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・家族だから育てられること、学校だから教えられることを踏まえ、保護者、地域住民、学校、事業者、行政等が連携して、こども・若者の「生きる力」、「夢を実現する力」、「豊かな心」を育むことが重要です。

社会的自立の基礎となる「生きる力」は、乳幼児期から若者まで、それぞれの発達段階に応じて、切れ目なく継続的に培われるものです。幼児教育・学校教育・社会教育・生涯学習などのあらゆる分野において、こども・若者の健やかな成長と社会的自立に向けた学びや体験の機会を創出していくことが必要です。

こども・若者は、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら、自分の可能性を広げられる環境の中で「夢を実現する力」を育むことができ、自己肯定感を持ち自分らしく生きられる環境の中で「豊かな心」を育むことができます。

若者支援という観点からは、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、就学、就業をいずれもしていない若者や、ひきこもりの状態にある若者などに対し、自立に向けた支援が課題となっています。

自立に困難を有する本人とその家族の状況や心情に寄り添った相談、助言や指導を行うことができるよう、専門職による相談・支援体制の充実を図るとともに、支援に携わる人材確保などが必要です。

5 配慮が必要なこどもと家庭に関する視点での課題

児童虐待は、こどもの生命を奪い、あるいは心身に深い傷を与えその後の人生を左右する、こどもへの最大の権利侵害です。こどもが最も安心していられるべき家庭の中に、その存在を認めてくれる心理的・物理的な居場所がないことで、年齢に応じた発育が阻害され、社会生活を送る上での大きなハンディを長期的に背負わされることとなります。

児童虐待はさまざまな要因が絡み合い、その家庭だけでの解決が難しい問題です。発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない支援が必要です。

いじめは、深刻な問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身の成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命に重大な危険を生じさせるものです。近年では、インターネットやSNSなどを利用したいじめが増加しているのも現状です。いじめは、周囲の家族や友人にも影響を及ぼします。学校、家庭、地域社会、関係機関等が連携し、いじめの兆候を見逃さず、早期に発見し、適切に対応する必要があります。

近年、ヤングケアラーが潜在的な課題となっています。ヤングケアラーの状況にあるこどもや家庭の抱える問題を把握し、早期支援ができるよう、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る必要があります。また、ヤングケアラーについて、正しい知識を広めるとともに、介護や世話を担うことで生じる学業の遅れや友人と過ごす時間が制限されるなど特有の課題に対する理解を深めながら、包括的な支援体制を確立していく必要があります。

6 こどもの貧困に関する視点での課題

国民生活基礎調査（令和4年）によると、18歳未満のこどもの相対的貧困率は11.5%となっています。改善傾向にはあるものの、日本のこどもの9人に1人が相対的貧困の状態にあるといえます。特に、ひとり親家庭の母子世帯の年間平均所得は328万円と、こどもがいる全世帯の年間平均所得の約4割にとどまっており、深刻な状況となっています。

こどもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題です。こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律や生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮する家庭やこどもに対して、就労・相談・生活・学習などの総合的な支援を行っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

次代を担うこども・若者一人ひとりが、自分らしく心豊かな大人へと成長していくことは、社会共通の願いといえます。

こども・若者が、地域社会の中で居場所を得て、さまざまな活動に参加することを通して、他者への共感力を高め、成長（成熟）していくことを期待します。

その実現のためには、それぞれの希望に応じて家族を持ち、こどもを生み育てることができる環境や、こどもの保護者が、こどもを育てる喜びと楽しさを感じながら、安心して子育てができる環境が求められています。

一方、家庭環境に左右されることなくすべてのこども・若者が、ひとりの人間としてその意見が尊重され、健康的で伸びやかに、心豊かに幸福感を持って学び育つことができる環境も必要です。

これらの環境の実現には、地域全体での支援が不可欠です。

この考えに基づき、市民・地域社会・市が協力し合い、次代を担う地域のこども・若者の健やかな成長を温かく見守り、その生きる力を応援するまちづくりを進めます。

**地域で支えあい、
未来に羽ばたくこども・若者が
健やかで幸せに育つまち**

第2節 基本的な視点

基本理念を実現するため、以下の4つの基本的な視点を踏まえ、こども・若者の施策に取り組みます。

基本的な視点 1 こどもの権利を尊重し、第一にこどもの幸せを考える

すべてのこどもは、誰からも尊ばれ、愛情で守られるべき、かけがえのない存在です。個人としての尊厳が大切にされ、児童の権利に関する条約の精神に基づき、どのような差別も受けることなく、心身ともに健やかに育成される社会をつくる必要があります。また、社会の構成員のひとりとして、こどもの意見を尊重するとともに、支援にあたっては、そのこどもにとって最善の利益となるよう考慮します。

基本的な視点 2 こどもを生み育てる喜びと楽しさを感じられる環境づくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

しかし、子育てとは、本来、こどもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長するという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者が子育ての責任を果たし、その喜びや楽しさを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、こどもと向き合える環境を整えます。

基本的な視点 3 こども・若者の育ちと子育てを支援する地域づくり

学校、職場、地域など、社会のあらゆる分野の人々が、すべてのこども・若者の健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、こども・若者の育ちや子育て支援の重要性を理解し、相互に協力しながら、それぞれの役割を果たすことが重要です。

事業者においては、子育て中の労働者が、男女を問わず子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランスが図られる職場環境の整備が求められます。

地域においては、こども・若者が地域の宝であることを理解し、地域コミュニティの中でこども・若者を育むことができるよう、地域活動を支援するとともに、子育て家庭、こども・若者の地域社会への参画を支援します。

基本的な視点 4 未来をつくるこども・若者の生きる力を応援する

一人ひとりのこども・若者が、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことが求められています。その実現に必要な「生きる力」を育むため、こども・若者の意見を尊重し、居場所をつくり、地域社会への参画を支援し、豊かな体験ができる環境を整えます。

第3節 基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

基本目標 1 こどもの権利を守るために

こどもの持つ権利が尊重され、命を守られて成長し、人種や性別などで差別されず、常にそのこどもにとって最善の利益を第一に考えられる社会づくりを推進します。

基本目標 2 親子の健康を守るために

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。

基本目標 3 子育て・子育てを支援するために

すべての家庭とこどもを対象にした多様な子育て支援を推進し、地域社会全体でこどもの育ちと子育てを支援します。

基本目標 4 若者の社会的自立を支援するために

すべての若者の健やかな成長を見守り、生きづらさを抱える若者とその家庭を支援し、社会全体で支えるための環境づくりを進めます。

基本目標 5 生まれ育った環境に左右されないために

すべてのこどもが、家庭の状況に関わらず、健やかに成長できるよう環境を整え、必要な支援が届くよう仕組みづくりを進めます。

基本目標 6 安全で安心して子育てできる生活環境を実現するために

すべての家庭にやさしい生活環境を整備するとともに、地域住民、関係機関が一体となり、防災対策や交通安全対策、防犯対策など、地域を守る取組を推進します。

基本目標 7 幼児教育・保育を充実させるために

すべてのこどもが、生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるよう、こども一人ひとりの発達に応じた幼児教育・保育を充実します。

第4節 施策の体系

【基本理念】

地域で支えあい、未来に羽ばたく子ども・若者が健やかで幸せに育つまち

【基本目標】

【施策の方向性】

↓子ども・若者計画

基本目標 1

こどもの権利を守るために

- 1 こどもの権利に関する理解の醸成
- 2 児童虐待防止対策の強化
- 3 障がい児施策の充実
- 4 外国につながる子ども・家庭への支援

↓次世代育成支援行動計画

基本目標 2

親子の健康を守るために

- 1 妊娠期からの切れ目のない支援
- 2 思春期保健対策の充実
- 3 小児医療の充実

↓次世代育成支援行動計画

基本目標 3

子育て・子育てを支援するために

- 1 子育て支援サービスの充実
- 2 地域の居場所・活動の場の充実
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 仕事と子育ての両立支援

↓子ども・若者計画

基本目標 4

若者の社会的自立を支援するために

- 1 次代の親の育成
- 2 生きる力の育成に向けた環境の整備
- 3 困難な状況に応じた支援
- 4 こども・若者の意見を取り入れた施策の推進

↓こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画

基本目標 5

生まれ育った環境に左右されないために

- 1 こどもの貧困の解消に向けた対策
- 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

↓次世代育成支援行動計画

基本目標 6

安全で安心して子育てできる生活環境を実現するために

- 1 生活環境の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 交通安全を確保するための活動の推進
- 4 犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 5 災害から守るための活動の推進

↓子ども・子育て支援事業計画

基本目標 7

幼児教育・保育を充実させるために

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備
- 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

第4章 施策の展開

■第4章 施策の展開では、推進施策ごとに該当するライフステージを「●」で示しています。

- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまで
- ・学童期 小学生
- ・思春期 中学生からおおむね 18 歳まで
- ・青年期 おおむね 18 歳から 30 歳未満（ポスト青年期（40 歳未満）含む）まで
- ・子育て当事者 保護者

基本目標 1 こどもの権利を守るために

1. こどもの権利に関する理解の醸成

こどもの権利が尊重され、すべてのこどもが大切にされる社会を目指し、こどもの権利について積極的な周知・啓発を行うとともに、人権教育など学びの機会の提供に努めます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
子どもの権利条約の周知	ホームページや社会教育の場などを利用して、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の周知を図ります。	●	●	●	●	●	こども課
ヤングケアラー支援条例	本市では、令和6年4月1日に「安中市ヤングケアラー支援条例」を制定し、すべてのヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健やかな成長及び自立が図られるよう、ヤングケアラーを早期に見出し適切な支援を目指します。	●	●	●	●	●	こども課
人権教育の推進	小・中学校の授業において、命の大切さ、いじめ問題や基本的人権の学習を行うとともに、全校で人権について広く学ぶ機会を設け、こどもたちが人権問題を身近な課題として捉え、理解が深められるよう推進します。		●	●			学校教育課 各小中学校
こどもの人権に係る講演会の開催	さまざまな人権について理解を深め、意識の向上を図るため、人権に関する講演会等を開催しています。こどもの人権に関する講演会も数年に一度開催しています。				●	●	生涯学習課

2. 児童虐待防止対策の強化

児童虐待を防止するため、児童虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、養育に不安や課題を抱える家庭の見守りや相談を通じて支援し、虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
要保護児童対策地域協議会の運営	「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童や特定妊婦に関して、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容に関する協議を行います。これらの協議の中で、適切な役割分担や情報共有を通じて関係機関の連携強化に取り組みます。	●	●	●		●	こども課
家庭児童相談事業（こども家庭センター）	子ども家庭支援員による、子育て家庭からの養育相談やこども自身からの相談を行っています。気軽に相談できる場であることを周知し、電話、来所、訪問等による支援に努めます。また、専門的な相談については、関係機関と連携し対応します。子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを合わせた『こども家庭センター』を設置し、家庭児童福祉に関する切れ目ない支援を行います。	●	●	●		●	こども課
サポートプラン	児童虐待、障がいのある子、ひとり親家庭など、特別な支援や見守りが必要な家庭やこどもに対し、サポートプランを作成し、必要な支援を行います。また、児童相談所及び関係部署との情報共有を図り、支援等が必要とされる家庭の切れ目ない支援に努めます。	●	●	●	●	●	こども課
育児不安や児童虐待に関する相談体制の整備	家庭児童相談事業（こども家庭センター）や地域子育て支援センターにおいて日常的に子育て相談を実施しています。専門的な対応が必要な相談については、関係機関と連携しながら個々の特性に応じて対応します。	●	●	●		●	こども課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
児童虐待防止の普及啓発	毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、ポスター配布、広報等の取組を集中的に実施するとともに、年間を通し普及啓発していきます。	●	●	●	●	●	こども課
こどもの人権の啓発	体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、「子の権利」「児童相談所虐待対応ダイヤル189」「ほめトレ」など、こどもの権利や接し方に係るパンフレットやポスターなどの配布・掲示を行います。	●	●	●	●	●	こども課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、養育を支援することが必要と認められる家庭や、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行います。	●				●	こども課
里親制度の普及啓発	さまざまな事情により家庭で暮らせなくなったこどもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度の普及啓発に努めます。	●	●	●	●	●	こども課
スクールソーシャルワーカー等の配置	各小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者からの相談を受けるとともに、家庭環境による問題に対応するために、関係機関につなげ、支援していきます。		●	●		●	学校教育課

3. 障がい児施策の充実

障がいのあるこども・若者の生活を支えるために、福祉・保健・教育の関係機関が連携し、総合的に取り組みます。障がいの早期発見・早期療育に努め、各種相談体制を充実するとともに、必要な療育支援を行います。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
在宅障がい児福祉サービスの充実	在宅障がい児に居宅介護、短期入所、行動援護、重度障害者等包括支援、重度訪問介護等の自立支援給付で安心した地域生活を支え、補装具、日常生活用具の支給、移動支援、相談事業により質の高い生活を追求するサービスを提供していきます。また、児童発達支援センターを設置し、心身の発達に遅れまたは障がいのあるこどもとその家族への支援を行います。	●	●	●		●	福祉課
障がい児保育の推進	保育園及び幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れを継続します。	●	●			●	こども課
発達に不安のあるこどもの支援	乳幼児健診での紹介状発行による受診促進、健診での心理士による個別相談の実施、元気っ子クラブの開催、ことばと発達相談室、県主体のマザー＆チャイルドへの支援等を継続し、障がいの原因となる疾病の早期発見、治療の推進を行います。	●				●	健康づくり課 福祉課
二次健診（こども発達相談）	乳幼児健診や訪問、健診事後教室の中から育てにくさや発達が気になる子に対して、医師、作業療法士、言語聴覚士等による個別相談を実施し、発達障がいの早期発見と、その後の支援につなげていきます。	●				●	健康づくり課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
児童発達支援 放課後等デイサービス及び 保育所等訪問 支援	障がいのある未就学児に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、障がいのある就学児に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流等を行う放課後等デイサービス、保育所等を利用する障がいのある子の集団生活への適応のために専門的な支援を行う保育所等訪問支援を継続します。	●	●	●			福祉課
障がいに対する理解の促進	障がいを持つ方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を構築するため、障がいに対する正しい理解や共生社会の理念の普及など、啓発活動を推進します。	●	●	●	●	●	福祉課
特別支援教育の充実	特別支援学級に在籍する児童生徒、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の支援体制の充実を図るため、教職員の研修の充実や特別支援教育に係る支援員の配置など、指導体制の充実に努めます。		●	●			学校教育課
医療的ケア児の支援	コーディネーターを中心に支援の協議の場を設けるなど、医療的なケアを必要とするこどもが、身近な地域で必要な支援を受けられるように支援体制の充実を図ります。	●	●	●	●	●	福祉課
特別児童扶養手当	国の制度で、精神または身体に障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。市内に住所があり、20歳未満の一定の障がいを持つ児童を養育する父母もしくは養育者に支給します。	●	●	●	●	●	こども課

4. 外国につながるこども・家庭への支援

外国籍のこどもなど外国につながるこどもが、円滑に教育・保育施設や地域の子育て支援を利用できるよう、支援の充実を図るとともに、日本語指導・支援、学習支援や就園・就学支援及び保護者等を含めた子育てや生活に関する支援を行います。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
外国人家庭への支援と多言語による情報提供の充実	外国人を対象とした総合的な相談窓口の設置により、行政手続きの支援や生活相談、多言語による行政サービス等の情報提供に努めます。				●	●	市民課
外国籍の保護者への支援	外国語版母子健康手帳の用意、乳幼児健診問診票や予防接種予診票の記入のサポートなど、スムーズにコミュニケーションが図れるよう配慮します。					●	健康づくり課
外国人のこどもに対する保育園等の受け入れ体制の充実	言語、宗教、食事、生活習慣、子育ての考え方など、文化的背景について、職員が理解を深め、保育園等の生活に対応できるようにしていきます。	●				●	こども課
外国人児童生徒への教育の充実	外国人児童生徒の価値観・文化背景への理解を深めるための指導を充実させるとともに、外国人児童生徒が学校生活へ適応できるよう、個に応じた指導の工夫に努めます。		●	●			学校教育課
日本語教室の支援	日本語教室を開催している安中市国際交流協会への支援を通じて、外国人が日本語を習得できるよう努めます。				●	●	市民課

基本目標2 親子の健康を守るために

1. 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたって母子に寄り添い、こどもや母親の健康の保持・増進を図るとともに、精神的な負担の軽減のために、育児相談や栄養相談等の各種相談事業や訪問指導を実施し、母子保健事業の充実に取り組みます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
不妊治療費助成事業	増加傾向にある不妊治療受診者（夫婦）の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進を図るため、不妊治療に要する医療費の一部を助成します。	●				●	健康づくり課
不育症治療費助成事業	不育症治療受診者の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進を図るため、不育症治療に要する医療費の一部を助成します。	●				●	健康づくり課
子育て世代包括支援センター（こども家庭センター）	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するための総合的な窓口として設置します。 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを合わせた『こども家庭センター』を設置し、家庭児童福祉に関する切れ目のない支援を行います。	●				●	健康づくり課
相談事業	各種保健事業における相談のほか、母子健康手帳交付時や子育てハートフルライン（専用電話）による相談を実施します。また、妊娠届、出生届時の情報収集により、タイムリーに相談対応を行い、問題点の早期発見、解決への支援ができるように努めます。					●	健康づくり課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持や増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を実施します。 妊婦の経済的負担を軽減するため、健診費用の一部を助成するとともに、妊娠中の母体・胎児の異常を早期に発見し、適切な管理・治療に結びつけます。	●				●	健康づくり課
妊婦のための支援給付金及びマタニティサポート給付金事業	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、すべての妊婦と子育て世帯等が安心して出産や子育てができるよう妊娠または出生の届出を行った妊婦及び子育て世帯等に対し、給付金を支給します。	●				●	健康づくり課
パパママ教室	妊娠6か月以降の妊婦とその夫（パートナー）を対象に実施します。妊娠中の母体の健康を守り、胎児の健全な発育のために妊娠・出産、育児に対する正しい知識や技術の習得、親としての自覚の向上を図り、親としての自信と自覚の発揚を促します。 あわせて、参加者の交流の機会を設け、相談相手を得て不安の解消に積極的に取り組めるように支援します。	●				●	健康づくり課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげます。成長過程における不安や、虐待等のおそれがある家庭などへ、早期の対応が行えるよう、今後も庁内の関係部署が情報を共有し、支援の必要が認められた場合は、状況に応じた適切な対応に努めます。	●				●	健康づくり課
訪問指導事業	妊婦、新生児・産婦訪問により、親子の心身の状況や環境等の把握と助言を行い、安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう支援を継続していきます。また、関係機関との一層の連携を図り、必要な支援を行えるように努めます。	●				●	健康づくり課
新生児聴覚検査費用助成事業	聴覚障がい早期発見、早期療育を図るためには、新生児期のスクリーニングが重要となるため、保護者の費用負担を軽減し、受検率の向上を目指すことを目的に、検査に要する費用の一部を助成します。	●				●	健康づくり課
産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後早期（出産後約2週間及び1か月）に産婦の健康診査を実施し、心身の状態を確認します。	●				●	健康づくり課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
産後ケア事業	産後1年未満の産婦及びその乳児に対し、助産師等により心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施します。母親へのケアとして、出産後の母体の管理及び生活面に関すること、授乳の指導及び母乳育児指導に伴う乳房ケアに関することを実施します。また、乳児の世話、沐浴等の育児サポート、発育・発達の確認、育児相談などを実施します。	●				●	健康づくり課
産婦柔道整復等施術費助成事業	妊娠・出産及びその後の育児において生じた運動器の疼痛を抱える産婦の症状の緩和及び健康の保持増進を図るため、柔道整復等の施術を受けた産婦に対し、その費用の一部を助成します。					●	健康づくり課
1か月児健康診査	乳児の健康の保持及び増進を図るために、1か月児健康診査を実施します。保護者の費用負担を軽減するとともに、疾病及び異常の早期発見につなげ適切な指導・治療に結びつけます。	●				●	健康づくり課
乳幼児健康診査	親子の心身の健康を保持増進するため、4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査・幼児歯科健康診査を実施し、医師、歯科医師の診察や栄養士、歯科衛生士、保健師などによる個別相談を行うことにより、乳幼児の病気を早期に発見し必要な治療につなげていくとともに、同年齢のこどもとの出会い、ふれあいの機会として活用し、子育て支援につなげます。	●				●	健康づくり課
子育てセミナー	2～7か月児の親を対象に実施します。離乳食の意義、すすめ方について理解を深めるとともに、親同士の仲間づくりの促進、こどもとのスキンシップを通して親と子の絆を深めることを目的として支援していきます。	●				●	健康づくり課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
赤ちゃん相談	乳児健診や訪問、相談の中で成長発達が気になる乳児や育児不安を抱える保護者に対して、遊びや日常生活についての相談、具体的指導を行います。助産師、理学療法士、保健師等が個別に対応し、子の成長発達を促すとともに育児不安の解消を図り、健全な養育環境が得られるよう支援します。	●				●	健康づくり課
健診事後教室 (なかよしクラブ・元気っ子クラブ)	1歳6か月児・3歳児健康診査、訪問、相談活動で認められた、精神発達面、社会生活面、言葉の遅れ等の状況にあるこどもと保護者を対象に実施します。他人との交流、遊びを通して親と子の関わり方や社会生活を学ぶ機会、同じ悩みを持つ親同士の意見交換の場となるとともに、個別相談により個々の問題点を把握し、より良い幼児の発達を促します。	●				●	健康づくり課
二次健診 (こども発達相談)	再掲(45頁参照)	●				●	健康づくり課
地域相談支援	母子保健推進員による地区活動時に保健師と連携し、相談支援を行います。また、地域子育て支援センターにおいて相談事業を実施し、子育て不安が軽減できるように地域での子育て支援を継続します。	●				●	健康づくり課
母子保健推進員活動	市長が委嘱する母子保健推進員が、行政と市民のパイプ役となって、家庭訪問をはじめ、乳幼児健康診査の受診勧奨、各種母子保健施策の紹介、自主開催の子育て交流会等を通して、地域における母子保健推進員活動を継続します。	●				●	健康づくり課
母子保健連絡協議会	母子の健康や生活環境の向上を図るために設置し、毎年会議を開催することで、母子保健関係職種による協議、情報交換を図ります。	●	●	●		●	健康づくり課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
歯科保健支援事業	保育園・幼稚園・認定こども園の年長児等を対象に、歯科疾患予防教室の継続とともに、歯や口の健康の保持増進のために歯科保健指導を行い、8020運動を目指した事業の拡充を図ります。また、乳幼児歯科保健関係機関と連携していきます。	●					健康づくり課
学校歯科保健支援事業	小中学校の児童生徒等を対象に、歯科疾患予防教室の継続とともに、歯や口の健康の保持増進のために歯科保健指導を行い、8020運動を目指した事業の拡充を図ります。また、学校歯科保健関係機関と連携していきます。		●	●			健康づくり課
予防接種事業	感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図ります。	●	●	●			健康づくり課
女性のがん検診事業	女性のがん検診の受診を促進し、がんの早期発見と健康増進を図ります。				●	●	健康づくり課
健康づくり事業フレッシュ健診	健康診査の対象外となる若年者に対し、生活習慣病予防対策の一環として、疾患あるいはリスクの早期発見を図ります。				●		健康づくり課
食生活改善推進事業	食生活改善推進員による栄養及び食生活改善活動を効果的に促進させるとともに、活動を通じて親子の食育教室等を開催し食育を推進します。		●			●	健康づくり課

2. 思春期保健対策の充実

学童期・思春期から青年期に向けた保健対策として、教育関係者や保護者等と連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行います。

また、喫煙や薬物等に関する教育や思春期における課題を認識し、児童生徒の問題行動の未然防止に取り組みます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
赤ちゃんふれあい体験事業	中学生を対象に実施し、思春期に乳幼児とふれあう機会を提供し、父性や母性を育むとともに、生命の尊厳や性に関する教育の一助とし、生徒の健全な育成に資することを目的として事業を継続します。			●			健康づくり課
エイズや性感染症予防に関する知識の普及	各学校において保健体育、体育等の教科や学校保健活動を通じて、正しい知識の普及・啓発に努めます。		●	●			学校教育課 各小中学校
スマートフォン及びインターネット等への対策	有害情報から子どもを守るためのフィルタリングの普及や保護者によるアプリの管理の必要性などについての啓発や、セーフネット標語「おぜのかみさま」 (*) 県民運動によるネットサポーターの養成など、有害環境対策に努めます。 (*)【お】…おくらない(写真) 【ぜ】…ぜったいあわない (ネットで知り合った人) 【の】…のせない(個人情報) 【か】…かきこまない(悪口など) 【み】…みない(有害サイト) 【さ】…さがさない(出会い) 【ま】…まもる(ルール)		●	●		●	生涯学習課
有害環境浄化運動の推進	青少年育成推進員と連携・協力し、コンビニエンスストア及びカラオケボックス等への聞き取り調査を実施し、青少年を取り巻く環境の実態を把握するとともに、条例の周知及び青少年に対する適切な対応の依頼を行い、有害環境浄化に努めます。		●	●			生涯学習課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
喫煙や薬物等に関する教育	各学校において保健体育、体育等の教科や学校保健活動を通じて、喫煙や飲酒、薬物乱用による危険や被害について、知識の普及・啓発に努めます。		●	●			学校教育課 各小中学校
心の問題への対応	スクールカウンセラーの活用やスクールソーシャルワーカーの配置・活用等を通じ、家庭、学校、教育支援センター等の関係機関が連携し、相談機能の強化を図ります。		●	●		●	学校教育課
多様な価値観の周知	こども・若者が多様な価値観に触れ、お互いに尊重し合いながら主体的に幸福に暮らせるよう支援することが重要です。性別に関わらず、それぞれの可能性を広げるため、乳幼児期からジェンダーの視点を取り入れることも大切です。思春期のこどもや思春期のこどもを持つ親だけでなく、社会全体として多様な価値観に関する共通認識を持つことが重要で、そのための機会を検討します。	●	●	●	●	●	こども課

3. 小児医療の充実

小児救急医療については、県や近隣の市町村及び関係機関との連携のもと、こどもの健康と安全を守り、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
地域医療対策事業	在宅当番医制運営事業委託料、休日歯科診療事業運営費負担金、第二次救急医療事業負担金、広域災害救急医療情報システム運営事業負担金等を負担するとともに、関係機関・団体との連携を進め、小児医療を充実させます。	●	●	●	●	●	健康づくり課
小児医療の確保（関係機関との連携）	在宅当番医制運営事業及び近隣医師会との連携により補完していきます。	●	●	●	●	●	健康づくり課
小児医療の充実	公立碓氷病院の小児科診療体制を拡充し、小児医療の充実を図っています。	●	●	●		●	総務企画課 （公立碓氷病院）
子ども医療費助成制度（福祉医療費助成制度）	高校生世代以下のこどもが、保険診療を受けた場合に医療機関に支払う自己負担分を助成します。	●	●	●			国保年金課
医療相談体制	妊産婦や乳幼児などに対し、身体の不調やケガ、心の悩みなどの相談を、スマートフォンで医師に相談ができる医療相談アプリにより行います。	●				●	健康づくり課
救急医療体制	緊急的に治療を必要とする救急患者には、高崎市・安中市消防組合と連携し、対応します。	●	●	●	●	●	健康づくり課
時間外診療の周知	休日・祝日などに医療機関への受診が必要な人のために、事前に広報等で市内の休日当番医を周知するなど、安中市医師会と連携して情報提供を行います。 また、主に未就学児を対象とした、受診の目安などを案内する「こどもの救急」や「子ども医療電話相談（＃8000）」の紹介を行います。	●	●	●	●	●	健康づくり課

基本目標3 子育て・子育てを支援するために

1. 子育て支援サービスの充実

子育て家庭のライフスタイルやニーズに合わせた支援ができるよう、多様な子育て支援サービスや相談体制の充実を図り、安心して子育てができる環境を整備します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
子育て支援サービスの充実	子育て家庭のライフスタイルやニーズに合わせた支援ができるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。 ※詳細は「基本目標7」を参照	●	●			●	こども課
児童手当	国の制度で、高校生世代（年度末時点で18歳）までの児童を養育している子育て世帯の父母または養育者に、生活の安定と向上を支援するために支給します。所得制限はなく、第3子以降は加算し支給します。	●	●	●		●	こども課
子育て支援サービスの情報提供の充実	子育て支援サービス等を利用者に周知するため、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用します。また、主に乳幼児期の子を持つ保護者及び妊婦を対象に、市の子育て支援事業や市内の有益な子育て情報を掲載した冊子「子育てガイドブック」を作成・配布します。	●	●			●	こども課
SNS等を活用した情報発信	比較的短時間で情報が発信できる利点を生かし、ホームページ、SNS等で新しい情報を広く周知するなど、多角的手段により子育て支援の情報を提供します。				●	●	こども課
産前産後ホームヘルプサービス事業	産前8週の妊婦から、産後1年まで（多胎児の場合は1年半まで）の乳幼児がいる母親を対象に、依頼のあった家庭の自宅をヘルパーが訪問し、育児や家事のサービスを行います。					●	こども課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
子育て支援の人材確保	子育て家庭への支援者を増やすため、ファミリー・サポート・センター事業の一環として、子育てに関する知識と技術を学ぶ「子育てサポーター養成講座」を引き続き開催します。また、ファミリー・サポート・センター事業の提供会員等の確保に努め、相互援助活動の利用しやすい環境を整備します。				●	●	こども課

2. 地域の居場所・活動の場の充実

こども・若者が自由に遊び安全に過ごせる場や、主体的に活動する場を創出するため、公立保育園、学校の活用のほか、既存の施設や豊かな自然を活かした体験学習の機会、食を通じたこどもの居場所など、地域の中で安全で安心して過ごすことのできる環境を提供し、心豊かな人間形成を図っていきます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
あんなかスマイルパークの整備	多世代交流施設として整備されたあんなかスマイルパークを今後もソフト面・ハード面で充実させ、子育て世代を中心とした多世代交流を推進します。	●	●	●	●	●	こども課
公立の保育園、学校の活用	公立保育園の園庭、学校のグラウンド、体育館等を開放した遊び場づくりを推進します。	●	●	●		●	こども課 スポーツ課
自然体験推進事業（自然体験ひろば委託事業）	自然の中でさまざまな体験活動を行うことにより、豊かな感性を育むとともに、仲間との協調性や自然及び環境の大切さを学べる機会となるよう実施します。 ・宿泊の事業を夏休み期間中に実施 ・対象：小学5年生		●				生涯学習課
学習の森施設の活用	市民福祉の向上、生涯学習の推進のため、こどもから大人まで、郷土の歴史・文化について学べる場を提供します。 また、学童を対象としたスポーツ団体等へ野外宿泊施設を提供するなど、さまざまな体験学習の機会を設けます。		●	●	●	●	文化財課
農村公園整備事業	田園や農村公園がこどもの健やかな成長や学びの場として活用され、世代を超えた地域交流の場となるよう整備します。	●	●	●	●	●	農林課
子ども食堂への支援	子ども食堂は、食を通じたこどもや保護者の居場所として、市内の民間団体などにより実施されています。本市では、子ども食堂連絡会議を年数回開催し、実施団体と情報共有や連携を図るとともに、子ども食堂についての情報発信や運営支援を行います。	●	●	●	●	●	こども課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
居場所づくりの推進	子ども食堂への支援などにより、こどもや若者が、遊びや学びなどさまざまな経験を通じ、仲間をつくり、地域の大人と関わることで、自己肯定感や社会性を育むことのできる居場所づくりを推進していきます。	●	●	●	●	●	こども課
子ども会・育成会との連携	安中市子ども会育成連合会へ補助金を交付するとともに、同連合会の事務局を生涯学習課に設置することで、各地域の子ども会や育成会の活動をサポートし、連携を図っています。		●			●	生涯学習課
スポーツ少年団等への助成	市内で活動しているスポーツ少年団や安中市スポーツ協会への補助金を通じて、こどもたちの心身の健全育成とスポーツ振興を図ります。	●	●	●	●	●	スポーツ課
二十歳の集い	20 歳の方による実行委員会方式で、社会人としての自覚を促すとともに、輝かしい前途を祝福するために二十歳の集いを挙行しています。				●		生涯学習課

3. 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の中でさまざまな経験をし、心身ともに健やかな成長を育むため、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図るとともに、地域住民や関係機関等と連携・協力し、多様な体験活動や世代間交流を推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
家庭教育推進事業	家庭教育に関する講座や親子で共に楽しめるイベントの開催など、各事業の内容の工夫改善を図るとともに、市民への情報提供により継続実施していきます。 ・家庭教育カウンセリング講座 ・読み聞かせボランティアの養成と派遣 ・積木、エアロビクス、講義などのイベント開催関係機関と連携しての家庭教育支援 ・ワクワク子育てトークの実施	●	●			●	生涯学習課
子育てへの各種支援活動	認定こども園や保育園、地区公民館などを利用し、保育士の資格を持つスタッフや地域ボランティアが保護者の子育ての悩みや不安など、親からの養育の相談に応じて、助言その他の援助を行う子育て支援事業（子育て支援センター）や未就園児親子支援、子育てサロン活動への支援を継続実施していきます。	●				●	こども課 生涯学習課
ブックスタート事業	8か月健診時、図書館職員とボランティアが会場（保健センター）へ出向き、ブックスタートの趣旨を説明し、絵本を配付しています。	●				●	生涯学習課
ボランティアによる「読み聞かせ」	図書館において、ボランティアの協力により、親子を対象とした「読み聞かせ」を行います。	●	●			●	生涯学習課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
生涯学習・学社連携事業	学校教育と社会教育が一体となり、学校だけでは成し得ない創造的な教育の展開とその支援に努めていきます。 市内小中学校がコミュニティ・スクールとなり、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組んでいます。 コミュニティ・スクールと学校、地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な実施を推進するため、学校と地域をつなぐ地域コーディネーターを発掘し育成に努めます。		●	●			生涯学習課
地域の人材の協力による学校の活性化	地域人材の活用を進めるため、学校運営協議会での熟議や学校支援センターの活性化などを推進します。		●	●			学校教育課
こどもや親子を対象とした講座・教室の開催	・文化センター：夏休み期間中に小学生を対象に工作の宿題になりそうなものをピックアップし、おもしろ科学教室として期間中2回行います。 ・各公民館・各生涯学習センター：主に夏休み・冬休み等を利用し、親子対象講座、こども対象講座（絵画・書道等）を開催します。		●			●	生涯学習課
世代間交流の推進	多世代交流施設として整備されたあんなかスマイルパークにおいて、多様な参加者がイベントで交流することなどを通じて世代間交流を推進します。	●	●	●	●	●	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	登録会員の相互援助活動により、子育て負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。	●	●			●	こども課
児童委員（民生委員）・主任児童委員の活動	児童委員（民生委員）・主任児童委員は、地域の児童及び妊産婦の状況を把握し、必要な情報の提供や援助を行います。 毎年10月から11月には主任児童委員を中心に、乳幼児家庭を訪問し、子育てについて気になることや心配ごとの相談を受け、市へ情報提供するなど連携し、児童の健やかな育成に努めます。	●	●	●		●	福祉課

4. 仕事と子育ての両立支援

子育て家庭が仕事と子育てを両立できるよう、育児休業制度の利用促進をはじめ、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出など、仕事と生活の調和を考えた多様な働き方の実現に向けて、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進する啓発、情報提供に努めます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
働き方改革等についての取組	働き方の見直し等について、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等、企業への勧奨を継続的にを行います。				●	●	商工課
ワーク・ライフ・バランスの推進	男女共同参画に関する広報や情報提供を行い、誰もがライフステージに応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会づくりの啓発に努めます。				●	●	市民課
子育てと仕事の両立支援推進	働く親が子育てと仕事について考える機会を持てるよう、両立支援に関する制度等の周知を行います。また、働く保護者の負担を軽減させるため、事業所に対し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを働きかけるとともに、事業所の環境整備等に積極的に取り組む企業を支援します。					●	商工課
保育サービス等の充実	通常保育、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育、こども誰でも通園制度、学童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業について、施設やサービスの整備、充実を図り、育児と仕事の両立支援を継続していきます。	●				●	こども課
男女平等への意識の改革	家事・育児の分担を夫婦で行うことに対する理解を深めるため、男女平等の意識づくりを図り、広報紙・パンフレット・ホームページ等により、情報提供や啓発活動を実施していきます。		●	●	●	●	市民課

基本目標4 若者の社会的自立を支援するために

1. 次代の親の育成

次代の親となる若者に対して、学校教育におけるさまざまな体験学習や、乳幼児・児童とふれあう機会を創出していくとともに、男女が協力して家庭を築くことの大切さについての啓発などに努めていきます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
赤ちゃんふれあい体験事業	再掲（54 頁参照）			●			健康づくり課
キャリア教育	義務教育9年間を見通して、学校と地域が一体となったキャリア教育を推進します。中学生を対象にした職場体験やボランティア、保育園や認定こども園への訪問等の充実を図ります。		●	●			学校教育課
男女共同参画の推進	第4次安中市男女共同参画計画に基づき、家族の一人ひとりがお互いを尊重し協力して家庭を築くことの大切さについて、啓発を行います。	●	●	●	●	●	市民課

2. 生きる力の育成に向けた環境の整備

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、教育に求められるものも大きく変わりつつあります。若者の生きる力を育むため、地域・家庭・学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、就労による社会的自立を目指し、やりがいを持って働く力を育成するとともに就労支援を行います。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
幼児教育の充実	特色のある幼児教育を推進するための事業を検討・実施します。	●				●	こども課
確かな学力の向上	地域の特性を生かしながら、特別支援教育も含め、学校教育の充実に努めるとともに、教職員の資質の向上に努めます。これからの社会を担うこどもに必要な資質・能力の育成のため、「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性」の三つの力をバランスよく育む教育の充実に努めます。また、学習指導要領の趣旨を生かした「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。		●	●			学校教育課
豊かな心の育成	温かな人間関係を基盤とし、互いに認め合い、自己を大切にする心や人を思いやる心、感動する心を育むため、道徳教育や人権教育、情報モラル教育、特別活動、体験活動等の充実に努めます。		●	●			学校教育課
健やかな体の育成	自らの健康に関心を持ち、望ましい生活習慣を育むため、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導の充実に努めます。		●	●			学校教育課
小中学校コンピュータ整備事業	情報化社会に対応するため、関係省庁の指針や教育現場からのフィードバックをもとに、タブレット端末の機器更改やワイヤレスネットワーク等の拡充、各小中学校に設置されているパソコンのさらなる活用など、コンピュータ環境の整備を引き続き行います。		●	●			総務課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
学校施設の整備・充実	良好な学習環境づくりと災害に強い学校施設を目指して、改築、補強、大規模改造等を計画的に実施します。経年劣化に係る改修を重要な箇所から行います。		●	●			総務課
中学生職場体験学習	中学生が、地域の中でさまざまな社会体験活動や多くの人々とのふれあいを通して、瑞々しい感性や社会性、自律心を養い、たくましく豊かに生きる力を育むため、職場体験学習を実施します。			●			各中学校
就業相談・就業支援セミナー	若者の就職活動や企業の採用活動に関するさまざまな情報の周知を行います。また、ハローワーク等と連携し、就業支援セミナーやキャリアカウンセリング等「働く」ことに関する相談に幅広く柔軟に応じます。				●		商工課
プロスポーツアカデミー	主に小中学生を対象として、プロスポーツ選手の技術に触れ、体験するプログラムです。年度ごとに別々のスポーツをテーマにして実施します。		●	●			スポーツ課
子どもの夢応援事業	スポーツ選手や芸術文化などで活躍している著名な方を講師に招き、講演や直接指導を行うことにより、こどもたちの夢を応援し、また、夢を抱くきっかけとなる取組を支援します。自己の将来を見つめ、目標に向かって前向きに取り組むことのできる児童生徒を育成します。		●	●			生涯学習課

3. 困難な状況に応じた支援

支援を必要とする若者が抱える困難は不登校やいじめ、ひきこもり、障がい、非行、ヤングケアラーなど多岐にわたっていることから、関係機関・団体が専門性を活かして一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
こどもの自殺予防	若者を対象とし、自殺予防のための相談窓口の周知を行います。また、児童生徒がさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身に付ける等、SOSの出し方・受け止め方に関する教育推進に努めます。		●	●	●		福祉課 学校教育課
健全育成及び非行防止等に関する相談体制の整備	市青少年センターで青少年を対象に非行や登校拒否、不登校、いじめ、しつけなどの相談を行います。相談体制の整備とともに、相談内容に応じて、関係部署や関係機関と連携した対応に努めます。		●	●	●		生涯学習課
不登校・いじめ・自殺対策	不登校・いじめ・自殺といった生徒指導上の問題を未然に防ぐために、全児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導や課題未然防止教育の充実を図ります。また、「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止に向け関係機関の連携を図ります。		●	●			学校教育課
相談体制の充実	小中学校での生活アンケートの実施などにより、児童生徒の不安や悩み等の早期発見・早期対応に努めます。また、児童生徒などの悩みごとに関する相談に対応できるように、家庭児童相談の充実を図るとともに、関係各課と情報共有を行います。		●	●	●		学校教育課 各小中学校 こども課
教育支援センター「せせらぎの家」の運営	「居場所」や「学びの場」として、不登校の児童生徒の社会的自立や学校復帰を目指して、『せせらぎの家』の運営の充実に努めます。		●	●		●	学校教育課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
ひきこもり状態にある方の居場所支援	委託事業とし、ひきこもり状態にある方が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや自立・生活支援、保護者等との相談などを行います。		●	●	●	●	福祉課
ひきこもりからの回復支援	ひきこもりで悩んでいる方とその家族の相談に応じ、孤立した状態から社会とのつながりを回復するため、講演会や当事者会等を開催し、支援を行います。		●	●	●	●	福祉課
障がいのある若者の支援	障がいのある若者の心身の状況や年齢等に応じて必要なサービスが受けられるように関係機関と連携を図りながら支援します。 働く意欲のある、障がいのある若者が一人でも多く就労できるよう関係機関と連携し、就労移行支援や職場定着支援等、就労支援の充実を図ります。			●	●	●	福祉課
ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー支援条例に基づき、関係機関や当事者への普及啓発、把握したヤングケアラーの支援への連携体制整備、ヤングケアラーの負担軽減に向けた支援策の構築を行います。	●	●	●	●	●	こども課
社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、再び犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指しています。 毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国一斉に実施されています。推進委員会を設け小・中学校PTA、保護司、民生委員・児童委員及び青少年対策地区委員会等関係団体とともに、運動を実施します。		●	●	●	●	福祉課

4. こども・若者の意見を取り入れた施策の推進

こどもや若者が自らの意見を社会や政策に反映できる環境を整備し、多様な意見を尊重することで、主体的な社会参画を推進するとともに、行政、学校、地域などが連携し、こどもの声を政策決定に反映させる機会を充実させます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
こども・若者の意見聴取の仕組みづくり	こどもや若者を対象とした「こども・若者会議」などを開催し、直接こどもや若者の意見を聴く場を設けます。		●	●	●		こども課
こども・若者世代からの意見	こども・若者が自らの意見を形成し、反映するためのワークショップやアンケート調査の実施など、こども・若者の生活状況やニーズを把握する機会を検討するとともに、その結果を政策決定の基礎資料として活用することを検討します。		●	●	●		こども課
こども・若者へのフィードバックの仕組みづくり	こどもや若者から聴取した意見について、市ホームページや広報紙、SNSなどを活用し、どのような意見が政策に反映されたかを確認できる仕組みづくりを検討します。		●	●	●		こども課

基本目標5 生まれ育った環境に左右されないために

1. こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもたちが生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組み、その能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、生活の支援、教育の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組めます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
自立相談支援	生活困窮者自立支援法に基づき、現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある方で、自立が見込まれる方を対象とした相談及び支援を行います。困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい等、さまざまな面で寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	●	●	●	●	●	福祉課
妊婦健康相談（母子健康手帳交付）	母子健康手帳交付時の相談で、支援が必要な妊婦（家庭）の早期発見及び支援に努めます。					●	健康づくり課
入園時等の面接・相談	家庭状況の聞き取り・児童の観察を行い、養育や貧困の問題等を発見する機会ともなるため、入園手続きなどにおけるデジタル化は推進しつつも、必要な場面では家庭との対面のやりとりを維持します。					●	こども課
家庭児童相談事業（こども家庭センター）	再掲（43頁参照）	●	●	●		●	こども課
地域との連携による早期発見	学校運営協議会を核として地域に関われた学校づくりを推進し、地域の方や関係団体との情報交換を密に行うことで、支援が必要な家庭の把握に努め、連携・協働による支援を行います。		●	●			学校教育課

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
児童委員（民生委員）・主任児童委員の活動	気になる家庭への声かけや見守りなど、日々の活動を通し、市への情報提供や連携をし、児童の健やかな育成に努めます。	●	●	●		●	福祉課
学習・生活支援	生活困窮者自立支援法に規定する事業で、こどもの学習・生活支援をはじめ、進学等を目的とした進路相談、生活習慣及び育成関係の改善に関する助言等を行います。事業の対象となる方は本市生活困窮者等こどもの学習・生活支援事業実施要綱第3条の対象者に限ります。		●	●			福祉課
小中学校での相談	児童生徒が学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、また、子育てに悩みや不安を抱える保護者からの相談に応じることができるよう、スクールカウンセラーの活用やスクールソーシャルワーカーの配置・活用等を通じた教育相談体制の充実を図ります。		●	●		●	学校教育課 各小中学校
就学援助制度	小中学校に通学している児童生徒の保護者で、経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。新入学用品費については前年度（入学前）、それ以外は当該年度中に支給します。		●	●		●	学校教育課
奨学資金制度	能力があるにも関わらず経済的な理由により就学することが困難な、高等学校（これに準ずる学校を含む）に在学中、または入学しようとする市在住の生徒を対象に、奨学資金の貸付を行います。			●		●	総務課
生活困窮者の就労支援	ハローワークへの同行支援や、履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整えるための支援などを行います。				●	●	福祉課
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯の更生と生活再建のための支援を行います。この制度では、高校生以上のこども本人に対して、修学に必要な経費や入学に必要な経費の貸付も行っています。			●	●	●	安中市 社会福祉協議会 （福祉課）

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
児童扶養手当	国の制度で、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。支給要件に該当する児童を監護している母、監護し、かつ生計を同じくする父または父母に代わって養育している方に対して支給します。所得制限があります。	●	●	●		●	こども課
生活保護	経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、こどもの健全育成と生活基盤の確保を支援します。	●	●	●	●	●	福祉課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	市民税非課税の方やひとり親の方がファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合に、その利用料を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。					●	こども課
スクールソーシャルワーカーによる学校、福祉との連携調整	見えにくい貧困の問題を早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連絡調整役であるスクールソーシャルワーカーを配置しています。巡回等により面接相談を行い、必要な支援に円滑につなげます。		●	●		●	学校教育課
要保護児童対策地域協議会	貧困状況にある家庭は、経済的な問題だけでなくさまざまな問題が絡み合うことが多いため、関係機関とのネットワークを強化し対応することが必要です。要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護または支援を図ります。	●	●	●		●	こども課
子ども食堂との連携支援	食を通じたこどもの居場所、保護者の居場所として、支援者と連携し、当事者の支援に努めます。	●	●	●	●	●	こども課

2. ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
ひとり親家庭就労支援	ひとり親家庭等の自立支援を総合的に推進するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、就職活動を支援します。					●	こども課
母子・父子家庭自立相談事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図るため、各種相談に応じ、自立に必要な情報の提供や各種支援を行います。					●	こども課
ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の保護者の主体的な能力開発や資格取得等の促進を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施します。					●	こども課
ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭の親とこどもが、保険診療を受けた場合に医療機関に支払う自己負担分を助成します。	●	●	●		●	国保年金課
ファミリー・サポート・センター利用料助成	再掲（72 頁参照）					●	こども課
養育費確保支援事業	離婚を考えている方や養育費を受け取っていないひとり親の方に、養育費を確保するための相談や手続きのサポート、公正証書などの書類作成に必要な手数料などの補助をします。	●	●	●		●	福祉課

基本目標6 安全で安心して子育てできる生活環境を実現するために

1. 生活環境の整備

子育て家庭や若者が安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、良質な住宅の提供や、公共施設等においては、「どこでも、だれでも、自由に、つかいやすい」というユニバーサルデザインの考え方による環境整備を推進していきます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
居住環境の整備	市営住宅については、設備の更新等により、生活環境の改善に取り組みます。また、公営住宅については、ホームページで情報提供を行います。	●	●	●	●	●	建築住宅課
公共施設のユニバーサルデザイン化	公共施設等の新設や改修時には、授乳室やオムツ替えスペース等の設置など、子どもや子育て世代にも利用しやすい施設となるような整備を推進します。	●	●	●	●	●	資産活用課
子育て関連施設の環境改善	各課と連携し、子育て関連施設等に遊具、防犯対策設備等の設置を推進するなど、環境整備を図ります。	●	●			●	資産活用課 こども課
公園整備事業	都市公園遊具の点検を行い、だれもが安全安心に利用できるよう管理を行います。老朽化した施設の更新では、ユニバーサルデザインに配慮し、だれもが利用しやすい公園となるよう整備を推進します。	●	●	●	●	●	都市整備課
地域の安全性の向上	地震や風水害、大規模火災などによる被害の軽減を図るため、消防施設整備事業及び災害体制整備事業等を推進します。	●	●	●	●	●	危機管理課 安中消防署防災係

2. 安心して外出できる環境の整備

すべての人が安全に安心して外出ができるよう、生活道路や歩道等の整備及び防犯灯の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
通学路維持整備事業	毎年度行われる市内小・中学校通学路安全点検結果を踏まえ、通学路の危険箇所の整備、補修を行います。		●	●			土木課
公共交通対策	地域公共交通計画を策定し、路線バスの再編や、AIを活用した新たな移動手段を確保するなど、さまざまな移動手段を提供し、すべての人が安全・安心に利用できる公共交通網の充実を図ります。	●	●	●	●	●	都市計画課
防犯灯設置事業	犯罪の防止に配慮し、児童生徒の通学路、生活道路等に地域と連携して防犯灯を設置し、安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。	●	●	●	●	●	危機管理課

3. 交通安全を確保するための活動の推進

こども・若者を交通事故から守るため、警察や保育所（園）、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制の強化を図り、総合的な交通事故の防止のための取組を推進します。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
交通安全対策事業	警察、交通安全協会と連携し、四季の交通安全運動期間を中心に、交通安全啓発活動を実施します。	●	●	●	●	●	危機管理課
交通安全教室	幼稚園、保育園及び認定こども園等においての交通安全教室を実施します。また、三世代（こども、親、高齢者）を対象とした交通安全教室の実施を検討します。	●	●			●	危機管理課
チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発	四季の交通安全運動や児童、保護者を対象とした交通講話を通じ、チャイルドシートの正しい使用方法について普及啓発を継続実施していきます。	●				●	危機管理課
交通安全指導の充実	自分の身は自分で守ることができるように、危険を推測できる力や危険を回避する力などを交通講話や交通安全教室、安全に関わる体験的な活動を通じて、確実に身に付けられるよう教育・指導の充実を図ります。 児童生徒の登下校時に、地域のボランティアの方が通学路等に立ち、児童生徒の交通安全及び犯罪被害から守る活動を推進します。 保護者や地域の方々と連携して、安全に関わる指導を充実させていきます。		●	●			学校教育課
自転車の安全利用の推進	自転車乗車時のヘルメット着用と自転車保険への加入を推進するとともに、「幼児2人同乗用自転車」の安全利用に関する啓発活動を実施します。	●	●	●	●	●	危機管理課

4. 犯罪等の被害から守るための活動の推進

こども・若者を犯罪等の被害から守るため、防犯ボランティア等の関係団体やPTA等の学校関係者、地域の協力のもと、通学路等のパトロールや防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を行います。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
防犯教育の充実	PTA等と連携して学校での防犯講習会や不審者対応の避難訓練を実施し、児童生徒の防犯意識の向上を図ります。また、管内の警察署と連携した「体験型万引き防止教室」や「情報モラル講習会」を実施します。		●	●			学校教育課
安全管理に関する取組	新入学児童への防犯ブザーの配布、関係機関との連携による「子ども安全協力の家」の設置を推進します。 あわせて、地域での声かけ運動・家庭への啓発活動の実施、PTA等の学校関係者や学校警察連絡協議会と連携したパトロール活動を実施します。		●	●		●	学校教育課
防犯対策事業	自主防犯組織へ防犯用品購入費の助成を行います。また、街頭犯罪の抑止を図るため、駅前駐輪場や通学路等への防犯カメラの設置や、警察や防犯団体と連携した県民防犯の日の広報活動などを実施します。	●	●	●	●	●	危機管理課

5. 災害から守るための活動の推進

災害時にどのようにして身を守るかについて、家庭、幼稚園、保育園及び認定こども園、学校をはじめとする教育・保育施設や行政、地域などが連携しながら、防災対策を進めていきます。

推進施策	事業内容	ライフステージ					担当課等
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
家庭の防災対策	住居形態や家族構成など、それぞれの家庭の状況に応じて、避難の方法や持ち出し品の準備など、災害時への備えについて啓発活動を行います。	●	●	●	●	●	危機管理課
教育・保育施設における防災対策	災害時におけるこどもたちの安全確保のため、避難訓練や防災教育の推進に努めるとともに、施設・設備の安全性の確保や避難路の安全確認、避難方法、保護者との連絡方法の確認などを行い、日頃からの防災・減災対策に努めます。	●	●	●			こども課 学校教育課
地域における防災対策	妊産婦や乳幼児等がいる家庭に対して、避難支援等が速やかに行えるよう、災害時の支援体制の強化を図ります。	●				●	危機管理課

基本目標7 幼児教育・保育を充実させるために

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業の提供区域を定めることとしています。

本市においては、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況から、市全域とする1区域を設定します。

【教育・保育施設等の設置状況】

単位：人、か所

	人口	11歳以下	5歳以下	教育・保育施設				小学校※1	中学校（公立・私立）	放課後児童クラブ	子育て支援センター
				認定こども園	保育園	幼稚園	地域型保育施設				
市全域	54,283	3,647	1,555	8	9	0	3	10	4	21	9

※令和6年4月1日現在

※1 小学校は、令和7年4月1日に「8か所」となることが決定しています。

2. 幼児期の学校教育・保育サービスの提供体制の整備

事業の概要

「幼児期の学校教育・保育サービス」とは、保育園、幼稚園及び認定こども園等で提供されるサービスをいいます。

子ども・子育て支援新制度では、保育園及び認定こども園などの施設を利用する場合は、こどもの年齢や保護者の就労状況等に応じた利用のための認定を受ける必要があります。

本市は、この認定区分に基づき、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める必要があります。

【申請と認定の種類】

- ・保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。



- ・保育の必要性から支給認定基準を認定。

- 1号認定：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）

- 2号認定：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）

- 3号認定：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）

※ 2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間）認定」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

現状と課題

本市の教育・保育施設は、令和7年3月現在、認定こども園が8か所、認可保育園が9か所、地域型保育施設が3か所となっています。利用状況は、1,200人程度で推移しています。年齢別にみると、共働き世帯の増加に伴い、0歳児の利用が増加傾向にあります。その他の年齢ではこどもの数の減少に伴い、利用者数も減少傾向となっています。

今後の方向性

○質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を図ります。

○0歳児及び2号認定の保育ニーズが高まる中、希望する年齢や地域で保育サービスを利用できるよう、ニーズに基づく適切なサービスの提供体制の整備を推進します。

量の見込み及び確保方策

【1号認定（3～5歳児）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	186	174	162	154	154
確保方策	②確保提供総数(人)	225	225	225	225	225
	差異 ②－①(人)	39	51	63	71	71
	施設数(か所)	8	8	8	8	8

【2号認定（3～5歳児）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	603	565	527	501	499
確保方策	②確保提供総数(人)	707	707	707	707	707
	差異 ②－①(人)	104	142	180	206	208
	施設数(か所)	19	19	19	19	19

【3号認定（2歳児）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	162	156	166	164	161
確保方策	②確保提供総数(人)	202	202	202	202	202
	差異 ②－①(人)	40	46	36	38	41
	施設数(か所)	20	20	20	20	20

※特定地域型保育事業を含む

【3号認定（1歳児）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	129	137	135	133	131
確保方策	②確保提供総数(人)	167	167	167	167	167
	差異 ②－①(人)	38	30	32	34	36
	施設数(か所)	20	20	20	20	20

※特定地域型保育事業を含む

【3号認定（0歳児）】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	37	36	35	34	34
確保方策	②確保提供総数(人)	89	89	89	89	89
	差異 ②－①(人)	52	53	54	55	55
	施設数(か所)	19	19	19	19	19

※特定地域型保育事業を含む

3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育施設を利用することの家庭だけでなく、すべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

なお、令和4年の児童福祉法改正により、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」が、また令和6年の子ども・子育て支援法改正により、「妊婦等包括相談支援事業」、「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」、「産後ケア事業」が、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

実施にあたっては、多様化する市民ニーズの把握を行い、それぞれの事業について地域の実情に応じて実施していきます。

（１）利用者支援事業

事業の概要

子どもとその保護者が保育園及び幼稚園、認定こども園などの教育、保育施設や一時預かりをはじめとする地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように、関係機関との連絡調整を行い、情報提供や相談、支援を行う事業です。

- 基本型とは、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものです。
- 地域子育て相談機関とは、身近な場所で相談ができ、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことを目的とするものです。
- 特定型とは、市町村の窓口において、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行うものです。
- こども家庭センター型とは、母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行う機関で、妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行うことを目的とするものです。

現状と課題

本市では、市の窓口子育てコンシェルジュを配置し、保護者の個々のニーズに応じて保育園や認定こども園などの教育・保育施設や一時預かりをはじめとする地域の子育て支援事業の中から状況に適したサービスを選択して利用できるように情報提供や相談、助言を行っています。子育て支援につながる幅広い情報の集約や情報発信のあり方などについては、さらなる検討や工夫が必要です。

今後の方向性

- 市内の各地域子育て支援センターと情報の共有や交換を行います。
- 子育て支援につながる幅広い情報を収集、整理し子どもと保護者の幅広い支援に努めます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	基本型(か所)	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関(か所)	—	—	—	—	—
	特定型(か所)	—	—	—	—	—
	こども家庭センター型(か所)	1	1	1	1	1
確保方策	基本型(か所)	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関(か所)	—	—	—	—	—
	特定型(か所)	—	—	—	—	—
	こども家庭センター型(か所)	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)**事業の概要**

保護者が楽しく子育てできるように乳幼児やその保護者が相互の交流を行う事業です。地域のこどもたちの遊びや出会いの場づくりとともに、子育てについての相談、情報の提供や助言などの支援を行う事業です。

現状と課題

本市では、8か所の保育施設及びあんなかスマイルパークで地域子育て支援拠点事業を展開しています。少子化や核家族化が進む中、乳幼児やその保護者の交流の場として重要な拠点となるため、事業の周知を図るなど利用促進を図っていく必要があります。

今後の方向性

- 令和7年度より民間の保育施設において新規開所が予定されています。今後必要に応じて受け皿の拡充を行っていきます。
- 利用者支援事業と連携し、相談機能、情報発信機能等の機能強化を図ります。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	月間延べ利用回数(人回/月)	825	825	825	825	825
確保方策	施設数(か所)	10	10	10	10	10

(3) 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦の健康の保持や増進を図るため、健康診査として、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた検査を実施する事業です。

現状と課題

母体と胎児の健康を守り、安心して出産を迎えられるよう、妊婦健康診査費用の一部助成を行っています。14 回分の妊婦健康診査票を母子健康手帳と一緒に交付し、健診受診率の向上につながっています。出生数の減少に伴い、利用実績も減少傾向にあります。

今後の方向性

- 妊婦の経済的負担を軽減するため、健診費用の一部助成を継続します。
- 妊娠中の母体・胎児の異常を早期に発見し、適切な管理・治療に結びつけます。

量の見込み

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	年間延べ回数(人回/年)	2,520	2,478	2,436	2,394	2,352

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげる事業です。

現状と課題

本市では、乳児を抱える子育て中の家庭の孤立を防ぎ、すべてのこどもの健全な育成環境を確保するため、保健師や助産師が乳児家庭全戸訪問事業を行っています。

下記の支援実施により、支援が必要であると認められた場合は、庁内の関係部署と情報を共有し、要支援家庭に対する提供サービスの検討及び関係機関との連絡調整を図り、継続的な支援、見守りを行っています。

- ①育児に関する不安や悩みの聴取及び相談
- ②子育て支援に関する情報提供
- ③乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境の把握

今後の方向性

- 乳児家庭全戸訪問事業を継続し、こどもの健やかな成長を地域で見守り、支えていくようにします。
- こどもと保護者の地域との接点を深め、こどもの健やかな成長を地域で支えられるように、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭への訪問を継続します。
- 成長過程における不安や、虐待等のおそれがある家庭などへ、早期の対応が行えるよう、今後も庁内の関係部署が情報を共有し、支援の必要が認められた場合は、状況に応じた適切な対応に努めます。

量の見込み

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	訪問対象人数(人)	211	206	201	197	194

(5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業／養育支援訪問事業

事業の概要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）は、児童虐待などに対する市町村の体制強化を図るために設置するものです。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により養育を支援することが必要と認められる家庭や、出産後の養育について出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対し、養育が適切に行われるよう養育に関する相談、指導、助言など必要な支援を行う事業です。

現状と課題

本市では、子ども課に児童相談窓口を設け、家庭児童相談員や保健師が相談支援を行っています。児童相談延べ件数は、増加傾向です。また、児童虐待や養育の問題が生じる家庭は、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、経済状況、養育者の心身の状態、こどもの特性など、さまざまな背景がある場合が多く、家庭全体の問題と捉え、関係機関との連携を強化するとともに、相談体制の充実・強化を図ります。

今後の方向性

- 虐待の未然防止という視点で適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関による情報交換や支援内容の協議・啓発活動などを継続します。
- 今後も家庭・地域をはじめ、関係機関との連携をより一層強化し、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、具体的な支援を進めます。
- 児童虐待に関する市民の理解が深まり、協力が得られるように、啓発活動を継続的に行っていきます。
- 養育支援訪問事業については、既存の事業と調整を図りながら取り組んでいきます。

量の見込み

【要保護児童対策地域協議会の実施】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

【養育支援訪問事業】

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	利用者推計総数(人)	14	14	14	14	14

(6) 一時預かり事業（幼稚園型）

事業の概要

従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

現状と課題

本市では、事業者と協力し、一時預かり事業（幼稚園型）を実施しています。施設によって利用状況も異なるため、事業者と連携しながら、市民ニーズに対応できるような体制を整備していく必要があります。

今後の方向性

〇多様なニーズに対応できるよう、事業者に理解と協力をいただきながら、事業を継続していきます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日／年)	14,969	14,969	14,969	14,969	14,969
確保方策	②確保提供総数(人日／年)	14,969	14,969	14,969	14,969	14,969
	差異 ②－①(人日／年)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	7	7	7	7	7

(7) 一時預かり事業（幼稚園型以外）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

事業の概要

家庭において保育を受けることが困難な場合に、児童を一時的に預かる事業です。

○一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）とは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者などを会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

○子育て短期支援事業（夜間養護等（トワイライトステイ）事業）とは、保護者が仕事その他の理由などにより平日の夜間または休日に不在となり、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

現状と課題

幼稚園型以外の一時預かり事業としては、本市では、事業者と協力し、一時預かり事業（一般型）を実施しています。これは、家庭での保育が一時的に困難となった場合やリフレッシュ等で利用でき、多様なニーズに応じた利用が進んでいます。また、本市では相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業としても、小学生以下を対象とした一時預かりを実施しています。サービスによって利用状況も異なるため、事業者と連携しながら、市民ニーズに対応できるような体制を整備していく必要があります。

なお、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については現在実施していませんが、他の支援サービスとの調整を図りながら対応します。

今後の方向性

○多様なニーズに対応できるよう、事業者に理解と協力をいただきながら、事業を継続していきます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	1,904	1,904	1,904	1,904	1,904
	一時預かり事業(一般型) (人日/年、か所)	1,879	1,879	1,879	1,879	1,879
		12	12	12	12	12
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業を除く))(人日/年) ※未就学児童(預かりのみ)の数値	25	25	25	25	25
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ) (人日/年)	—	—	—	—	—
差異	②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、一定期間、必要な養育・保護（短期入所生活援助（ショートステイ））を行い、児童及びその家族の福祉の向上を図る事業です。

現状と課題

核家族化やひとり親家庭が増えており、一時的に養育が難しい場合に預け先がないことが課題となっています。こどもの安全を確保するため、多様なニーズに応じた対応を勧めていきます。施設によって空き状況も異なるため、事業者と連携しながら利用者ニーズに対応できるよう整備していく必要があります。

今後の方向性

〇令和6年度より事業を実施しています。必要に応じて他の支援サービスとの調整を図りながら、事業対象の拡大を検討します。緊急性が高い場合は、児童相談所と連携し対応します。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日／年)	20	20	20	20	20
確保方策	②確保提供総数(人日／年)	20	20	20	20	20
	差異 ②－①(人日／年)	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業

事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

○病児保育事業（病児対応型）とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業です。

○病児保育事業（病後児対応型）とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業です。

○病児保育事業（体調不良児対応型）とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業です。

○病児保育事業（訪問型）とは、保護者が就労等のために病気のお子さんを看病できない場合に、自宅に保育者が訪問して、一時的に保育を行う事業です。

○病児保育事業（送迎対応）とは、保育施設等で児童が体調不良となった際、保護者が仕事の都合等で迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師または、保育士が保護者の代わりに保育施設等へ迎えに行き、病児保育施設が連携している医療機関の医師の診察を受け、保護者が迎えに来るまで病児保育施設で一時的に保育する事業です。

○子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）とは、ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業です。

現状と課題

本市では、市内の施設において病後児対応型と体調不良児対応型を実施していますが、近年、民間保育施設の新規参入により受け皿が増加しています。

病児対応型については、令和3年度より高崎市との協定により同市の施設を利用できることとなっています。就学前児童の保護者のおよそ半数が病児対応型を利用したいとアンケートで回答しているため、市内の施設での提供についても検討を行っています。

今後の方向性

○就労している保護者の支援策の一つとして、事業の改善及び整備を図ります。

○病児対応型については、市内での提供開始の検討を進め、保育施設や医師会、医療施設と連携し、実施体制の整備を図っていきます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)	977	1,100	1,100	1,100	1,100
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	977	1,100	1,100	1,100	1,100
	差異 ②－①(人日/年)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	7	8	8	8	8

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**事業の概要**

こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助することを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現状と課題

市ファミリー・サポート・センター事業は、平成29年より実施しています。

また、「子育てサポーター養成講座」は援助を行う会員への講習で、預かり中のこどもの安全対策や、活動の質の維持、向上が目的ですが、会員や入会希望者だけでなく、地域で子育て中の家族を支えたいと思っている方、子育て中の方、子育てに興味のある方なども対象としています。

今後の方向性

○今後も、現状の供給体制を維持しつつ、利用しやすい柔軟な運用に配慮します。また、提供会員の増加に向けて、「子育てサポーター養成講座」を継続します。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)	26	26	26	26	26
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	26	26	26	26	26
	差異 ②－①(人日/年)	0	0	0	0	0

※量の見込み・確保方策は、就学児童（預かり・送迎）の数値となります。

※病児・緊急対応強化事業は実施していません。

(11) 延長保育事業

事業の概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間に、保育園及び認定こども園で延長保育を実施する事業です。

現状と課題

本市では、保護者の勤務状況やニーズを踏まえながら施設ごとに延長保育を実施しています。保護者の就労形態が多様化する中で、延長保育の充実について検討する必要があります。

今後の方向性

- 多様化する保護者の就労形態や保育ニーズを踏まえて体制を検討します。
- 幼児期における生活習慣や環境は、その後の成長においても大きく影響するため、過度な残業などが生じないように、子育て家庭に対する事業者の理解が深まるよう努めます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	321	309	298	287	285
確保方策	②確保提供総数(人)	321	309	298	287	285
	差異 ②－①(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	14	14	14	14	14

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要

就労等により、昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象とし、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

現状と課題

本市の学童クラブの利用者については、これまでの増加傾向が転換期を迎え、今後は少しずつ減少していく段階にあると思われます。現状は定員を満たす学童クラブが大半ですが、今後は利用者の偏りが明確に表れてくると思われます。環境整備にあたっては、利用者の偏りが進まないよう留意する必要があります。

今後の方向性

- 現状で利用者が非常に多い学童クラブや老朽化している施設については、施設整備などの対応を図ります。同時に、利用者の選択肢を増やす取組を進め、多様なニーズに対応可能になることを目指します。
- 放課後子ども教室については教育部門の事情も踏まえ、検討していきます。

量の見込み及び確保方策

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	低学年	1年生(人)	163	149	144	141	122
		2年生(人)	173	166	152	147	144
		3年生(人)	119	122	118	107	104
	高学年	4年生(人)	95	87	89	86	78
		5年生(人)	64	61	55	57	55
		6年生(人)	39	38	36	33	34
	①利用者推計総数(人)		653	623	594	571	537
確保方策	②確保提供総数(人)		765	765	765	765	765
	差異 ②－①(人)		112	142	171	194	228
	施設数(か所)		21	21	22	22	22

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

今後の方向性

実費徴収に伴う補足給付事業については、国や県の示す方向性や他市町村の動向等を踏まえながら、特定教育・保育施設を利用する低所得者世帯への支援のあり方などについて、検討を進めていきます。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後の方向性

市民ニーズに沿った多様なサービスの提供が、多様な事業者の能力活用により展開できるよう、民間事業者の参入促進について、検討を進めていきます。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、訪問支援員を派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。

今後の方向性

- 令和6年度より事業を実施しています。必要な家庭に適切な支援を行います。
- 特にヤングケアラーについては、市ヤングケアラー支援条例に基づき、学校や教育委員会との連携を強化し、潜在するヤングケアラーの早期発見・早期対応に努めます。
- 近隣の訪問介護事業所などを含め、委託先を確保し、支援体制の整備に努めます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)	92	89	85	81	79
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	92	89	85	81	79
	差異 ②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

今後の方向性

○現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	—	—	—	—	—
確保方策	②確保提供総数(人)	—	—	—	—	—
	差異 ②－①(人)	—	—	—	—	—

(17) 親子関係形成支援事業**事業の概要**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

今後の方向性

○現在、本事業の実施予定はありません。既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①利用者推計総数(人)	—	—	—	—	—
確保方策	②確保提供総数(人)	—	—	—	—	—
	差異 ②－①(人)	—	—	—	—	—

(18) 妊婦等包括相談支援事業**事業の概要**

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

今後の方向性

○引き続き、母子健康手帳交付時の全数面談や妊娠8か月アンケート時のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用回数(回／年)	600	600	600	600	600
確保方策	②確保提供総数(回／年)	600	600	600	600	600
	差異 ②－①(回／年)	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された制度です。

今後の方向性

○令和8年度からの事業開始に向けて、量の見込みに対応できるよう必要な提供体制の確保に努めます。事業開始後は、実績を踏まえて見直しを行うことで、最適な提供体制となるように努めます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日／年)		784	777	749	728
	0歳児(人日／年)		201	197	194	189
	1歳児(人日／年)		308	296	285	278
	2歳児(人日／年)		275	284	270	261
確保方策	②確保提供総数(人日／年)		1,320	1,320	1,320	1,056
	0歳児(人日／年)		264	264	264	264
	1歳児(人日／年)		528	528	528	528
	2歳児(人日／年)		528	528	528	264
	差異 ②－①(人日／年)		536	543	571	328
	0歳児(人日／年)		63	67	70	75
	1歳児(人日／年)		220	232	243	250
	2歳児(人日／年)		253	244	258	3

(20) 産後ケア事業

事業の概要

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

今後の方向性

○医療機関等に事業を委託し、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。

量の見込み及び確保方策

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量	①年間延べ利用人数(人日/年)	95	96	98	100	102
確保方策	②確保提供総数(人日/年)	95	96	98	100	102
	差異 ②－①(人日/年)	0	0	0	0	0

4. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

本市では、既存の民間保育所や幼稚園が認定こども園に移行しており、地域により整備状況が異なりますが、教育・保育施設の4割が認定こども園となっています。直近では令和5年度に新たな認定こども園が民間保育所2園の統合により開設されています。

より質の高い教育・保育の一体的提供を目指して、また、保護者の就労状況によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設としても一定の需要が存在することから、運営者の意向を踏まえつつ、引き続き認定こども園の普及・促進を図っていきます。

普及・促進にあたっては、運営上の不安解消や事務処理体制の整備が課題であると考えられます。運営全般について運営者が専門的な助言を得られるような支援体制の整備を図ります。

また、保育園、認定こども園、地域型保育事業所の相互連携の推進を図ります。さらに、こどもの成長段階に応じた連続性のある教育・保育の支援を行えるように、保育園や認定こども園と小学校等との交流・連携が行われるための体制強化を図ります。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進

こども・若者が自立した個人として健やかに成長し、幸福な生活を送ることができるようお願い、「地域で支えあい、未来に羽ばたくこども・若者が健やかで幸せに育つまち」づくりを目指していきます。そのためには、子育てにおいて、社会のあらゆる分野における人々が、それぞれの役割を果たすことが重要です。

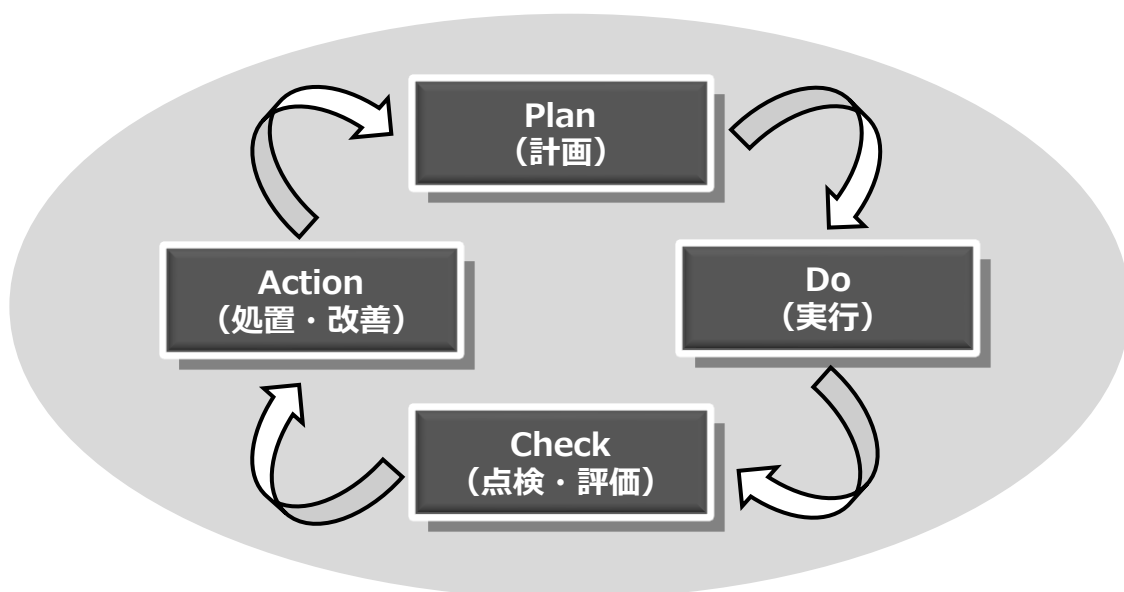
計画の推進にあたっては、全庁的に連携して横断的に取り組むとともに、学校や保育事業者をはじめ、こども・若者及び子育てに関わる各種団体、地域住民と連携し、多くの意見を取り入れ施策の展開をしていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に反映していきます。あわせて新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

第2節 計画の進捗管理

計画の進捗状況の管理にあたっては、施策の進捗状況とともに計画全体の成果の点検評価が重要です。PDCAサイクル（Plan[計画]－Do[実行]－Check[点検・評価]－Action[処置・改善]）により、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。

計画の策定及び計画の実施状況等を確認するため、「安中市子ども・子育て会議」を設置しています。この会議において市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、計画の指標の点検・評価を行い、施策の改善につなげていきます。

【PDCAサイクルの概念図】



資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和5年 7月10日（月）	令和5年度第1回安中市子ども・子育て会議 （1）第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について （2）その他
12月15日（金）	令和5年度第2回安中市子ども・子育て会議 （1）令和4年度子ども・子育て支援事業計画実施状況について （2）「第3期子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査について （3）その他
令和6年 1月15日（月）～ 2月12日（月）	安中市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 【調査対象】 ・就学前児童（1,000件配布／396件回収／回収率39.6%） ・就学児童（1,000件配布／446件回収／回収率44.6%）
3月18日（月）	令和5年度第3回安中市子ども・子育て会議 （1）保育所等の利用定員の変更等について （2）「第3期子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査の進捗について （3）その他
7月3日（水）	令和6年度第1回安中市子ども・子育て会議 （1）「第3期子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査の結果について （2）子ども・子育て支援事業計画 R06年度中間ヒアリング（R05年度末基準）結果について （3）第3期子ども・子育て支援事業計画の概要と作成スケジュールについて （4）その他

年 月 日	内 容
10月21日（月）	令和6年度第2回安中市子ども・子育て会議 （1）令和5年度子ども・子育て支援事業計画実施状況について （2）安中市こども計画【素案】について ①第1章「計画の策定にあたって」 ②第2章「子ども・子育てを取り巻く現状」 ③第3章「計画の基本的な考え方」 （3）今後のスケジュールについて 『計画案「第4章（施策の展開）」』の送付とご意見について （4）その他
12月17日（火）	令和6年度第3回安中市子ども・子育て会議 （1）安中市こども計画【素案】について ①第1章～第3章の変更点について ②第4章基本項目1～6について ③第4章基本項目7について ④第5章について （2）今後のスケジュールについて 『パブリックコメントの実施』について （3）その他
令和7年 1月15日（水）～ 2月4日（火）	安中市こども計画 パブリックコメントの実施
2月18日（火）	令和6年度第4回安中市子ども・子育て会議 （1）安中市こども計画について ①パブリックコメント結果について ②前回会議からの変更点（パブリックコメント前）について ③前回会議からの変更点（パブリックコメント後）について ④今後のスケジュールについて （2）利用定員の変更について （3）その他

2 安中市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日

安中市条例第 26 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、安中市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令 5 条例 14・一部改正）

（任務）

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（令 5 条例 14・一部改正）

（組織）

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 子ども・子育て会議は、調査及び審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者に子ども・子育て会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子ども課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安中市条例第42号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月17日条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3 安中市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	高崎健康福祉大学 人間発達学部 子ども教育学科 教授	千 葉 千恵美	会 長
2	安中市民生委員児童委員協議会	篠 原 晴 美	
3	安中市母子保健推進協議会	岩 井 美 苗	
4	安中市保育協議会	中 島 優 子	
5	安中市私立幼稚園・認定こども園協会	佃 益 美	
6	安中市私立幼稚園・認定こども園 父母の会連合会	渡 邊 美 涼	
7	安中市学童クラブ連絡協議会	佐 藤 幸 子	
8	安中市医師会（小児科医師）	藤 巻 康 喜	副会長
9	安中市小中学校長会	櫻 井 美 江	
10	安中市PTA 連合会	三 浦 雄 人	
11	安中市子ども会育成連合会	原 田 晃 志	
12	安中市男女共同参画推進委員会	太 田 琢 雄	
13	安中市商工会	新 井 祥 文	
14	連合群馬西部地域協議会	金 井 拓 也	
15	安中市社会福祉協議会	土 屋 誠	
16	公募 市民委員	神 戸 祐 子	
17	公募 市民委員	岡 田 恭 子	

安中市こども計画

地域で支えあい、未来に羽ばたくこども・若者が
健やかで幸せに育つまち

令和7年3月発行

発 行 安中市

編 集 安中市 保健福祉部 子ども課

〒379-0192

群馬県安中市安中1-23-13

TEL 027-382-1111（代表）

URL <https://www.city.annaka.lg.jp>

